

も く じ

はじめに

I 防災教育の意義	1
II 防災教育に関する指導	
1 防災教育のねらい	1
2 防災教育の指導の方向性	2
3 防災教育の指導内容	2
4 学校安全計画の作成	1 8
5 地域の特性と実態に応じた指導	2 1
III 避難訓練の実施について	
1 避難訓練の目的	2 2
2 避難訓練実施時の留意点	2 2
3 配慮を要する児童等の措置	2 3
IV 応急処置の指導	
1 学習内容	2 4
2 研修について	2 4
V 災害の知識	
1 地震	2 5
2 風水害	3 3
3 火災	3 7
VI 資料	
1 学校安全計画例	4 0
2 避難訓練の指導例	5 2
3 地震・津波への心得	6 1
4 緊急地震速報（警報）について	6 2
5 防災教育視聴覚教材等	6 4
6 防災教育体験学習の場	7 2
7 徳島県に残る災害に関する書籍	7 3
8 徳島県に残る地震・津波碑	7 5
9 「釜石の奇跡」に学ぶ	9 7
10 徳島県の地勢，地質，気象	1 0 0
11 市町村及び消防本部連絡先一覧表	1 0 2

はじめに

県教育委員会では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、災害発生時における児童生徒等の安全確保と防災教育の充実を図るため、平成9年3月に「学校防災管理マニュアル」及び「防災教育指導資料」を作成するとともに、平成18年3月には、それらの改訂版を作成し、学校における防災体制の整備をはじめ、防災教育の推進に積極的に取り組んでまいりました。

平成23年3月には東日本大震災が発生し、東北地方を中心とした東日本の太平洋沿岸全域が甚大な被害に見舞われました。

この大震災の教訓と課題をもとに、平成23年12月には、「学校防災管理マニュアル」を全面改訂し、学校の防災体制のさらなる充実に努めてまいりました。

また、自然災害による脅威は想定をはるかに上回るものがあり、各学校では児童生徒等が自らの命を守り抜くため主体的に行動する態度の育成や支援者として安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高められるよう防災教育を充実させていくことが重要です。

平成23年度には小学校、24年度には中学校において新学習指導要領が全面実施されており、25年度からは高等学校においても全面実施されることとなっております。

県教育委員会では、この度、今回の学習指導要領の改訂による指導内容の改正点や地震・津波をはじめとする自然災害の最新データ等を盛り込み、本資料が学校における防災教育を実施する上での有益な資料となるよう内容の充実を図ることといたしました。

本書を参考に、各学校での防災教育の益々の推進をお願いします。

結びになりましたが、本資料の作成に当たり、御協力をいただきました関係の方々に厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

徳島県教育委員会教育長 佐野 義行

I 防災教育の意義

幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という）に命の大切さを教えていくことは教育の原点である。とりわけ地震や火災等の災害が発生した場合には、状況を的確に判断し、落ち着いて適切な行動ができる能力や態度を児童生徒等一人ひとりに育成していくことが大切である。

このためには、児童生徒等の発達段階や各学校、地域の特性、実態に即して必要とされる防災のための安全教育の内容を、計画的、発展的に指導するとともにあわせて日常の指導をとおしてその充実を図ることが大切である。

II 防災教育に関する指導

1 防災教育のねらい

文部科学省では、学校における防災教育のねらいを次のように示している。

- ・自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする
- ・地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するために行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ・自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開』（平成25年3月）より

また、学校種別による防災のための安全指導のねらいは、次のようなものが考えられる。

【幼稚園】

幼稚園における防災のための安全指導は、幼児に安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けさせることをめざし、特に、火災や地震等の非常の場合、教職員や保護者の指示に従って行動し、災害から身を守ることができるようにすることをねらいとする。

【小学校】

小学校における防災のための安全指導は、児童に火災や地震発生時における安全行動の仕方や対処の方法について考えさせるとともに災害発生時の状況やその変化について理解させ、災害が発生した場合にも的確な判断の下に安全な行動ができる態度や能力を身に付けさせることにある。

また、更に進んで他の人々の安全に役立つ態度や能力を育てることも大切である。

【中学校・高等学校】

中学校・高等学校における防災のための安全指導は、生徒に火災や地震発生時の状況の変化についての理解を深めさせ、日常生活の中にあられる危険に気付いて、的確な判断の下にこれに適切に対処したり、災害が発生した際にも適切な行動がとれるような態度や能力を身に付けさせることをめざしている。

【特別支援学校】

特別支援学校における防災のための安全指導は、基本的には幼稚園、小学校、中学校、高等学校における考え方と同じであるが、特に障害のある児童生徒等の安全を確保するためには、障害の種別や程度及び

児童生徒等の発達段階に即して具体的に内容を検討することが必要である。

例えば、自分で行動できる児童生徒等に対しては、災害が発生した場合に教職員の指示に従って安全な行動ができるよう平素から指導しておくことが大切であり、介助の必要な児童生徒等に対しては、介助員の援助のもとに行動する訓練を重ね、災害時に可能な限り安全に行動できるよう繰り返し指導するとともに個別的な指導を積み重ねる必要がある。

2 防災教育の指導の方向性

東日本大震災による学校における被害状況及び防災教育や防災管理の課題について調査・検証を行った「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」の中間とりまとめにおいて、今後の防災教育の考え方を、次のように示している。

- 自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の推進
 - 1) 周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成
 - 2) 防災教育の基礎となる基本的に知識に関する指導充実
- 支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める防災教育の推進

さらに最終報告では、発達の段階ごとに、必要な知識を身につけ、主体的に行動する態度や支援者としての視点を育成するため、具体的な指導内容に関して、次のように示している。

- ・幼稚園段階では、危険な場所や事物などがわかり、災害などの緊急時に、教職員や保護者の指示を受けて、落ち着いて素早く行動できるようにする。
- ・小学校段階では、低学年では、教職員や保護者など近くの大人の指示に従うなど適切な行動ができるようにする。中学年では、災害の時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく、他の人々の安全にも気配りができるようにする。
- ・中学校段階では、地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めるようにする。
- ・高等学校段階では、自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度等を身に付ける。また、社会における自らの役割を自覚し、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにする。
- ・特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

3 防災教育の指導内容

学校における防災教育等は、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとして実施されており、新学習指導要領においても中学校の保健体育や小学校の理科、社会等において防災教育等の充実が図られたところである。

各学校においては、教科や特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通じて家庭や地域と連携を図りながら、児童生徒等の発達の段階に応じた系統的な指導の充実のため、その体制整備や実施する時間の確保等が必要である。

次の表は、学習指導要領の指導内容から防災教育と関連づけて指導できる内容を抜粋したものである。学校や地域の状況に応じて以下の内容を年間計画に位置づけ、計画的・体系的に実施することが大切である。

表1 防災教育の指導内容（幼稚園教育要領・学習指導要領における防災に関連する内容）

【幼稚園】

第2章 ねらい及び内容

領域	内容
健康	<p>(10) 危険な場所，危険な遊び方，災害時などの行動が分かり，安全に気を付けて行動する。</p> <p>●内容の取扱い</p> <p>(2) 様々な遊びの中で，幼児が興味や関心，能力に応じて全身を使って活動することにより，体を動かす楽しさを味わい，安全についての構えを身に付け，自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。</p>
人間関係	<p>(11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き，守ろうとする。</p>
環境	<p>(1) 自然に触れて生活し，その大きさ，美しさ，不思議さなどに気付く。</p> <p>(5) 身近な動植物に親しみを持って接し，生命の尊さに気付き，いたわったり，大切にしたりする。</p> <p>(10) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。</p> <p>●内容の取扱い</p> <p>(3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い，共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに，様々なかかわり方を通してそれらに対する畏敬の念，生命を大切にする気持ち，公共心，探究心などが養われるようにすること。</p>
言葉	<p>(4) 人の話を注意して聞き，相手にわかるように話す。</p>

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

- (1) 安全に関する指導に当たっては，情緒の安定を図り，遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに，危険な場所や物などが分かり，安全についての理解を深めるようにすること。また，交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに，災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

【小学校】

教科等	学 年	内 容
社 会	第3学年 及び 第4学年	<p>(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学，調査したり資料を活用したりして調べ，人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。</p> <p>ア 関係機関は地域の人々と協力して，災害や事故の防止に努めていること。 イ 関係の諸機関が相互に連携して，緊急に対処する体制をとっていること。</p> <p>●内容の取扱い</p> <p>(4) 内容の(4)の「災害」については，火災，風水害，地震などの中から選択して取り上げ，「事故の防止」については，交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。</p>
	第5学年	<p>(1) 我が国の国土の自然などの様子について，次のことを地図や地球儀，資料などを活用して調べ，国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。</p> <p>エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止</p>
	第5学年	<p>(4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について，次のことを調査したり資料を活用したりして調べ，情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。</p> <p>イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり</p> <p>● 内容の取扱い</p> <p>(5) 内容の(4)については，次のとおり取り扱うものとする。 イ イについては，情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育，福祉，医療，防災などの中から選択して取り上げること。</p> <p>(2) 我が国の政治の働きについて，次のことを調査したり資料を活用したりして調べ，国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること，現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。</p> <p>ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。</p>

社 会	第 6 学年	<p>●内容の取扱い</p> <p>(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。</p>
理 科	第 5 学年	<p>B 生命・地球</p> <p>(3) 流水の働き</p> <p>地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ア 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。</p> <p>ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。</p> <p>(4) 天気の変化</p> <p>1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ア 雲の量や動きは、天気の変化と関係があること。</p> <p>イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(4) 内容の「B生命・地球」の(4)のイについては、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れるものとする。</p>
	第 6 学年	<p>B 生命・地球</p> <p>(4) 土地のつくりと変化</p> <p>土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。</p> <p>ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。</p> <p>「地震」「火山」は課題選択から両者指導へ</p>
生 活 科	第 1 学年 及び 第 2 学年	<p>(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。</p>

生活科	第1学年 及び 第2学年	<p>(3) 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。</p> <p>(4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。</p>
体育科	第5学年 及び 第6学年	<p>G 保健</p> <p>(2) けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。</p> <p>ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。</p> <p>イ けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(2) ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。</p>
特別活動	学校行事	<p>(3) 健康安全・体育的行事</p> <p>心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事</p> <p>勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>
総合的な学習の時間	第3学年 から 第6学年	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 地域や学校、児童の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。</p> <p>(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。</p>

【中学校】

教科等	分野等	内 容
社 会	地理的分野	<p>(2) 日本の様々な地域</p> <p>イ 世界と比べた日本の地域的特色</p> <p>(ア) 自然環境</p> <p>世界的視野から日本の地形や気候の特色，海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに，国内の地形や気候の特色，自然災害と防災への努力を取り上げ，日本の自然環境に関する特色を体感させる。</p> <p>ウ 日本の諸地域</p> <p>(ア) 自然環境を中核とした考察</p> <p>地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として，それを人々の生活や産業などと関連づけ，自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係を持っていることや，地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。</p>
理 科	第2分野	<p>2 内容</p> <p>(2) 大地の成り立ちと変化</p> <p>大地の活動の様子や身近な岩石，地層，地形などの観察を通して，地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ，大地の変化についての認識を深める。</p> <p>ア 火山と地震</p> <p>(ア) 火山活動と火成岩</p> <p>火山の形，活動の様子及びその噴出物を調べ，それらを地下のマグマの性質と関連付けてとらえるとともに，火山岩と深成岩の観察を行い，それらの組織の違いを成因と関連付けてとらえること。</p> <p>(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き</p> <p>地震の体験や記録を基に，その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに，地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ，地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。</p> <p>(4) 気象とその変化</p> <p>身近な気象の観察，観測を通して，気象要素と天気の変化の関係を見いださせるとともに，気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。</p> <p>ウ 日本の気象</p> <p>(ア) 日本の天気の特徴</p> <p>天気図や気象衛星画像などから，日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。</p>

理 科	第 2 分野	<p>(7) 自然と人間 自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判断する態度を養う。</p> <p>イ 自然の恵みと災害 (ア) 自然の恵みと災害 自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。</p> <p>3 内容の取扱い (3) -イ アの (イ)については、地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。 また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。</p> <p>(8) -ウ イの (ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。 また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。</p>
保健体育	保健分野	<p>2 内容 (3) 傷害の防止について理解を深められるようにする。 ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。 ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。 エ 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には心肺蘇生法があること。</p> <p>3 内容の取扱い (6) 内容 (3) のエについては、包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野との関連を図るものとする。</p>
技術・家庭	家庭分野	<p>2 内容 C 衣生活・住生活と自立 (2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。 イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。</p>

特別活動	学校行事	<p>(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>
総合的な学習の時間	第1学年から第3学年	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。</p> <p>(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。</p>

【高等学校】

教科等	分野等	内 容
社 会	地 理 A	<p>2 内容</p> <p>(2) 生活圏の諸課題の地理的考察</p> <p>イ 自然環境と防災</p> <p>我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>イ－(ウ)</p> <p>イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結びついた地理的技能を身につけさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。</p>

	科 学 と 人 間 生 活	<p>2 内容</p> <p>(2) 人間生活の中の科学</p> <p>エ 宇宙や地球の科学</p> <p>(イ) 身近な自然景観と自然災害</p> <p>身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>オ 内容の(2)のエの(ア)については・・・・・・。</p> <p>(イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、</p> <p>観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたことにも触れること。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。</p>
理 科		<p>2 内容</p> <p>(2) 変動する地球</p> <p>変動する地球について観察、実験などを通して探究し、地球がプレート運動や太陽の放射エネルギーによって変動してきたことを理解させる。また、地球の環境と人間生活とのかかわりについて考察させ</p>

	<p>地学基礎</p>	<p>る。</p> <p>ア 活動する地球</p> <p>(ア) プレートの運動 プレートの分布と運動及びプレート運動に伴う大地形の形成について理解すること。</p> <p>(イ) 火山活動と地震 火山活動と地震の発生の仕組みについて理解すること。</p> <p>エ 地球の環境</p> <p>(イ) 日本の自然環境 日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについて考察すること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>イ 内容(2)のアの(ア)については、マントル内のプルームの存在にも触れること。(イ)の「火山活動」については、プレートの発散境界や収束境界における火山活動を扱い、ホットスポットにおける火山活動にも触れること。また、火成岩の観察を行うこと。 「地震の発生の仕組み」については、プレートの収束境界における地震を中心に扱うこと。</p>
--	-------------	--

<p>理科</p>	<p>地学</p>	<p>エの(ア)については、・・・・。</p> <p>(イ)の「恩恵や災害」については、日本にみられる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 地球の概観</p> <p>イ 地球の内部</p> <p>(ア) 地球の内部構造 地震波の伝わり方に基づいて地球内部の構造を理解すること。</p> <p>(2) 地球の活動と歴史</p> <p>ア 地球の活動</p> <p>(ア) プレートテクトニクス プレートテクトニクスとその成立過程を理解すること。</p> <p>(イ) 地震と地殻変動 プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動などについて理解すること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 内容の(1)のイの(ア)については、走時曲線を扱い、地震波トモグラフィーにも触れること。</p>
-----------	-----------	---

		<p>イ 内容の(2)のアの(ア)については、マントル内のプルームも扱うこと。(イ)については、世界の地震帯の特徴をプレート運動と関連付けて扱うこと。また、日本列島付近におけるプレート間地震やプレート内地震の特徴も扱うこと。</p> <p>地殻変動については、活断層と地形との関係にも触れること。</p>
保健体育	保健分野	<p>(1) 現代社会と健康 オ 適切な応急手当は、傷病や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。</p> <p>3 内容の取扱い (6) 内容(1)のオについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連づけて扱う程度とする。また、効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。</p> <p>オ 適切な応急手当は、傷病や疾病の悪化を軽減できること。</p>

家 庭	家庭基礎	<p>(2) 生活の自立及び消費と環境 ウ 住居と住環境 住居の機能、住居と地域社会とのかかわりなどに必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、安全で環境に配慮した住生活を営むことができるようにする。</p> <p>3 内容の取扱い 内容の(2)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。</p>
	家庭総合	<p>(4) 生活の科学と環境 ウ 住生活の科学と文化 住居の機能、住空間の計画、住環境などについて科学的に理解させ、住生活の文化に関心を持たせるとともに、必要な知識と技術を習得して、安全と環境に配慮し、主体的に住生活を営むことができるようにする。</p> <p>3 内容の取扱い 内容の(4)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。</p>
		<p>(5) 住生活の設計と創造</p>

	<p>生活デザイン</p>	<p>ア 家族の生活と住居 住居の機能と管理，家族の生活とライフステージに応じた住空間について理解させ，安全で健康的な住生活について考えることができるようにする。</p> <p>3 内容の取扱い 内容（５）については，実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。</p>
<p>特別活動</p>	<p>学校行事</p>	<p>（３）健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め，安全な行動や規律ある集団行動の体得，運動に親しむ態度の育成，責任感や連帯感の涵養，体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>（５）勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し，就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに，共に助け合って生きることの喜びを体得し，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>
<p>総合的な学習の時間</p>	<p>第３ 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>１ 指導計画の作成に当たっての配慮事項</p> <p>（２）地域や学校，生徒の実態等に応じて，教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習，探究的な学習，生徒の興味・関心に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。</p> <p>（５）学習活動については，地域や学校の特色，生徒の特性等に応じて，例えば国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動，生徒が興味・関心，進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化，総合化を図る学習活動，自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。</p>	

【特別支援学校（知的障害）】

（小学部）

教科等	内 容
生 活	<p>2 内容</p> <p>○ 1 段階</p> <p>（2）教師と一緒に健康で安全な生活をする。</p> <p>（7）教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。</p> <p>（10）身近な自然の中で，教師と一緒に遊んだり，自然や生き物に興味や関心をもったりする。</p> <p>（12）身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。</p> <p>○ 2 段階</p> <p>（2）教師の援助を受けながら健康で安全な生活をする。</p> <p>（7）日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付き，それらを守って行動する。</p> <p>（10）身近な自然の中で遊んだり，動植物を育てたりして自然や生き物への興味や関心を深める。</p> <p>（12）教師の援助を受けながら身近な公共施設や公共物などを利用する。</p> <p>○ 3 段階</p> <p>（2）健康や身体の変化に関心をもち，健康で安全な生活をするように心掛ける。</p> <p>（7）日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり，それらを守って行動する。</p> <p>（10）身近な自然の事象・現象に興味や関心を深め，その特徴や変化の様子を知る。</p> <p>（12）身近な公共施設や公共物などを利用し，その働きを知る。</p>
図 画 工 作	<p>2 内容</p> <p>○ 2 段階</p> <p>（2）粘土，クレヨン，はさみ，のりなどの身近な材料や用具を親しみながら使う。</p> <p>○ 3 段階</p> <p>（2）いろいろな材料や用具を工夫しながら，目的に合わせて使う。</p>
体 育	<p>2 内容</p> <p>○ 1 段階</p> <p>（3）簡単な合図や指示に従って，楽しく運動する。</p> <p>○ 2 段階</p> <p>（3）簡単なきまりを守り，友達とともに安全に運動する。</p> <p>○ 3 段階</p> <p>（3）いろいろなきまりを守り，友達と協力して安全に運動する。</p>

(中学部)

教科等	内 容
社 会	2 内容 (3) 日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きが分かり、それらを利用する。
理 科	2 内容 (1) 人の体の主なつくりや働きに関心をもつ。 (3) 日常生活に関係の深い事物や機械・器具の仕組みと扱いについての初歩的な知識をもつ。 (4) 自然の事物・事象についての興味を広げ、日常生活との関係を知る。
美 術	2 内容 (2) いろいろな材料や用具などの扱い方を理解して使う。
保 健 体 育	2 内容 (2) きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力して安全に運動をする。 (3) 自分の発育・発達に関心をもったり、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解したりする。
職 業 ・ 家 庭	2 内容 (3) 道具や機械、材料の扱い方などが分かり、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。

(高等部)

教科等	内 容
各 学 科	社 会 2 内容 ○ 1 段階 (3) 生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きを理解し、それらを適切に利用する。 (5) 我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子を理解し、社会の変化や伝統に関心をもつ。 ○ 2 段階 (3) 公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。 (5) 地図や各種の資料などを活用し、我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。

に 共 通 す る 各 教 科	理 科	<p>2 内容</p> <p>○ 1 段階</p> <p>(1) 人の体の主なつくりや働きを理解する。</p> <p>(3) 生活に関係のある物質の性質や機械・器具の構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。</p> <p>(4) 自然の事物・事象についての初歩的な理解を図るとともに、自然と生活との関係を理解する。</p> <p>○ 2 段階</p> <p>(1) 人の体の主なつくりや働きについての理解を深めるとともに、人の成長や環境とのかかわりについて関心をもつ。</p> <p>(3) 様々な物質の性質や機械・器具の種類、構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。</p> <p>(4) 自然の事物・事象についての理解を図るとともに、自然と生活との関係について理解する。</p>
	保健体育	<p>2 内容</p> <p>○ 1 段階</p> <p>(3) 心身の発育・発達に関心をもち、生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。</p> <p>○ 2 段階</p> <p>(3) 心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な健康・安全に関する事柄の理解を深める。</p>

各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科	職 業	<p>2 内容</p> <p>○ 1 段階</p> <p>(2) 道具や機械の操作に慣れるとともに、材料や製品の扱い方を身に付け、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。</p> <p>○ 2 段階</p> <p>(2) いろいろな道具や機械の仕組み、操作などを理解し、材料や製品の管理を適切に行い、安全や衛生に気を付けながら正確に効率よく作業や実習をする。</p>
	家 庭	<p>2 内容</p> <p>○ 1 段階</p> <p>家庭生活で使用する道具や器具などの正しい使い方が分かり、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>

		<p>○2段階</p> <p>(3) 家庭生活中で使用する道具や器具を効率的に使用し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>
主として専門学科において開設される各教科	家政	<p>2 内容</p> <p>(3) 生活に関連する職業で使用する各種の器具や機械、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>
	農業	<p>2 内容</p> <p>(3) 農機具や簡単な機械、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>
	工業 流通	<p>2 内容</p> <p>(3) 各種の工具や機械、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>
	流通 ・ サービス	<p>2 内容</p> <p>(3) 事務機器、機械や道具、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p>

	福祉	<p>2 内容</p> <p>(3) 福祉機器や用具、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。</p> <p>(4) 次に示すような社会福祉に関する必要な分野の知識と技術を習得し、実際に活用する。</p> <p>・家事援助 ・介護</p>
	家政 農業 工業 流通・サービス 福祉	<p>●内容の取扱い</p> <p>5 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。</p> <p>6 実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。</p>

【特別支援学校（全障害種）】

総合的な学習の時間	小・中学部	2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
	高等部	2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
特別活動	小・中学部	2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
	高等部	2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。

自立活動	幼	1 健康の保持
	・	2 心理的な安定
	小	3 人間関係の形成
	・	4 環境の把握
	中	5 身体の動き
	・	6 コミュニケーション
	高等部	

※ 小中学校等に準じた教育課程を編成する特別支援学校においては、障害等に配慮しながら、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準じた内容を指導する。

※ 道徳、特別活動及び総合的な学習の時間については、障害等に配慮しながら、小学校、中学校、高等学校に準じた内容を指導する。

※ 知的障害者を教育する場合において特に必要がある場合は、各教科等を合わせて指導を行うことができる。

4 学校安全計画の作成

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、教職員の共通理解の下で立案することが望ましい。

[学校安全計画の策定等]

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校保健安全法)

(1) 学校安全計画の内容

①安全教育に関する事項

ア 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

イ 学年別・月別の安全指導の指導事項

- ・学級（ホームルーム）活動における指導事項

 - （生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

- ・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

- ・児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

- ・課外における指導事項

- ・個別指導に関する事項

ウ その他必要な事項

②安全管理に関する事項

ア 生活安全

- ・施設・設備、器具・用具等の安全点検

- ・各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項

- ・生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査

- ・校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項

- ・その他必要な事項

イ 交通安全

- ・通学路の設定と安全点検
- ・通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- ・自転車，二輪車，自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定
- ・交通安全に関する意識や行動，交通事故の発生状況等の調査
- ・その他必要な事項

※通学に関しては，誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること。

ウ 災害安全

- ・防災のための組織づくり，連絡方法の設定
- ・避難場所，避難経路の設定と点検・確保
- ・防災設備の点検，防災情報の活用方法の設定
- ・防災に関する意識や行動，過去の災害発生状況等の調査
- ・その他必要な事項

※災害安全では，自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

なお，事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領，いわゆる危機管理マニュアル（以下「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」とする。）の整備に関する事項については，不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

③安全に関する組織活動

- ・家庭，地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・安全教育，応急手当，防犯・防災等に関する危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に関する校内研修事項
- ・保護者対象の安全に関する啓発事項
- ・家庭，地域社会と連携した防犯，防災，交通安全などに関する具体的な活動
- ・その他必要な事項

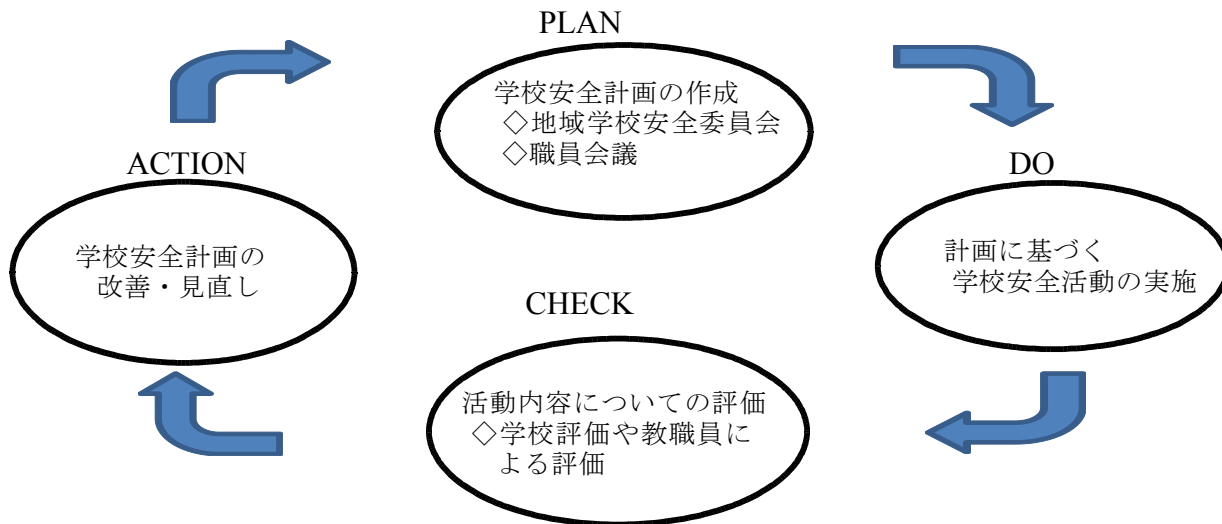
(2) 学校安全計画の策定・実施に当たって

学校安全の取組の実施に当たっては，教職員が学校安全の重要性を認識し，様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのためには，作成の過程から，各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項，生活安全・交通安全・災害安全に関する取組のねらい・内容等について共通理解が図られるよう配慮するとともに，教職員の役割分担を明確にしつつ体制を整え，計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

また，児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには，内容や手段，校内の取組体制が適切であったか，地域との連携が適切に進められていたかなど定期的に取り組状況を

振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。具体的には、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要である。

さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校安全計画の内容について、保護者等の関係者に周知することが望ましい。



※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ安全教育』（平成22年3月）より

具体的な学校安全計画は40ページ以降を参考にしてください。

5 地域の特性と実態に応じた指導

地震等の自然災害に関しては地域の自然や歴史などと深くかかわる内容が多いので、各学校や地域の特性、実態を十分踏まえて防災教育の観点から重点を置くべき内容を検討しておく。

徳島県の実態に応じて指導する内容については次のような事項が考えられる。

(1) 自然環境

徳島県の自然や地形、そして自分が住んでいる地域の地形や地質による起きやすい災害を知る。

（例えば、海岸沿い、平地、山沿い、崩れやすい地層の近くや砂地・沼地を埋め立てた場所など）

（注）資料25ページを参照しながら児童生徒等の住んでいる地域で発生する恐れのある災害について考える。また、実際に地域を歩いたり現地へ行って直接状況を見るのも防災に対する意識を高めることにつながる。

(2) 地域環境

き行動を予想させる。

立地条件や地域の環境により起きやすい災害を知る。

① 埋立地、湿地等

② 建物の設備の耐震性、耐火性

③ 住宅地、商業地等

④ 通学路の環境

(3) 災害の歴史（地域の自然災害の歴史を知り防災意識を高める。）

① 主な地震・津波

1854年 安政南海地震

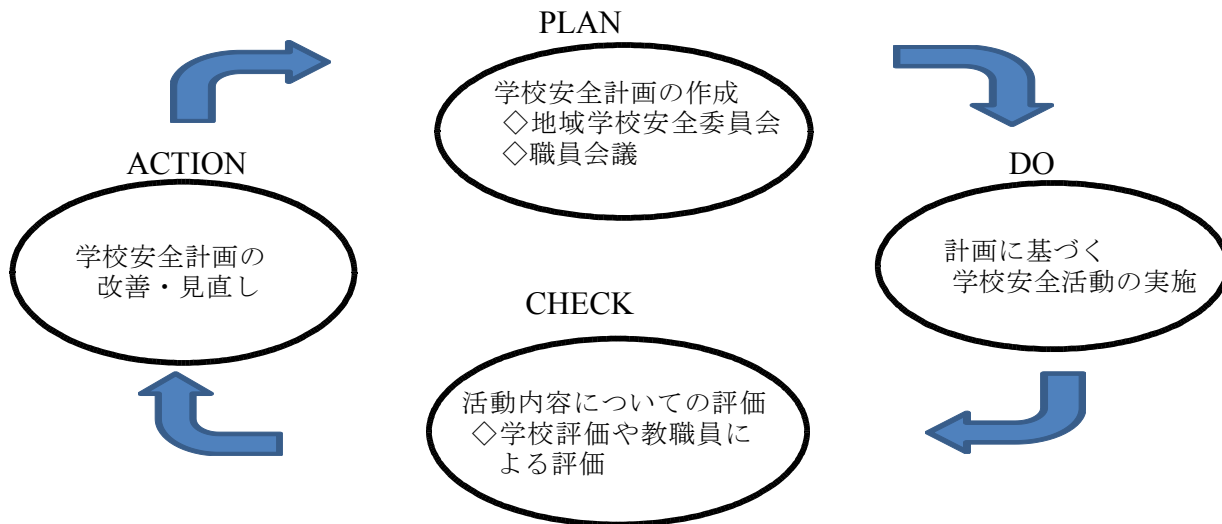
1946年 北海道地震

1955年 那賀川上流の地震

1995年 阪神・淡路大震災

振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが必要である。具体的には、計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルの中で、定期的に計画の内容や取組を評価し見直しを行い、効果的な学校安全活動を充実させていくことが必要である。

さらに、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校安全計画の内容について、保護者等の関係者に周知することが望ましい。



※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ安全教育』（平成22年3月）より

具体的な学校安全計画は40ページ以降を参考にしてください。

5 地域の特性と実態に応じた指導

地震等の自然災害に関しては地域の自然や歴史などと深くかかわる内容が多いので、各学校や地域の特性、実態を十分踏まえて防災教育の観点から重点を置くべき内容を検討しておく。

徳島県の実態に応じて指導する内容については次のような事項が考えられる。

(1) 自然環境

徳島県の自然や地形、そして自分が住んでいる地域の地形や地質による起きやすい災害を知る。

(例えば、海岸沿い、平地、山沿い、崩れやすい地層の近くや砂地・沼地を埋め立てた場所など)

(注) 資料25ページを参照しながら児童生徒等の住んでいる地域で発生する恐れのある災害について考える。また、実際に地域を歩いたり現地へ行って直接状況を見るのも防災に対する意識を高めることにつながる。

(2) 地域環境

き行動を予想させる。

立地条件や地域の環境により起きやすい災害を知る。

① 埋立地、湿地等

② 建物の設備の耐震性、耐火性

③ 住宅地、商業地等

④ 通学路の環境

(3) 災害の歴史（地域の自然災害の歴史を知り防災意識を高める。）

① 主な地震・津波

1854年 安政南海地震

1946年 北海道地震

1955年 那賀川上流の地震

1995年 阪神・淡路大震災

2011年 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

- ② 主な台風・大雨 1976年 大雨 1979年 台風16号
 2001年 台風10・16・23号 2011年 台風12・15号

- ③ 主な火災 1947年 吉野川市の大火 1967年 徳島市名店街のビル火災

(注1) 詳しくは、「徳島県自然災害誌」に載っている。また、各市町村史等に載っているところもあるので図書館等で調べさせる。また、徳島地方気象台のホームページから情報を収集することもできる。

(注2) 海陽町（旧海南町）においては、南海地震による津波のため多大の被害を出したが、特に、浅川地区では過去7回にわたって壊滅的な被害を被っている。そこで、昭和61年に、南海地震津波最高潮位標識を設置したり、小冊子「宿命の浅川港」を編纂して後世の人に伝えている。

(注3) 県内においては、地域により河川等の氾濫、山・崖崩れ、津波等の災害が過去に多く発生しているため、家族や地域の先人に尋ねることにより、家庭での防災意識を高めることができる。また、地域の避難場所や自宅からの避難方法についても話し合わせる。

(4) 地域ぐるみの防災教育の推進

- ① 地域ぐるみの運動会の開催、地域行事への児童生徒等の参加などを通じて、日ごろから「開かれた学校づくり」に努め、非常時の場合も地域との絆が活かされるような基盤づくりを進める。
- ② 地域の防災体制を知り、家庭・地域と連携が図れるようにする。
- ③ 学校と地域の防災担当部局、自主防災組織等の連携を強化するため、定期的に会議を開催するなどして、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について具体的に協議しておく。

(注1) 市町村の防災施設や設備等を見学したり説明を聞くなどして災害発生時の状況や自分の取るべき行動を予想させる。

(注2) 市町村の防災訓練に積極的に参加し、平常時から地域との連携を図っておく。

(注3) 資料102ページに各市町村の防災担当課を掲載しているため、市町村の防災計画を知り、児童生徒等にも指導しておく。

Ⅲ 避難訓練の実施について

学校は、児童生徒等が集団で学習し生活を営んでいる場であるという特質から、災害時に児童生徒等が安全に避難できるよう、日ごろからの避難訓練が重要であるとともに、児童生徒等に「主体的に行動する態度」を育成するためにも、避難訓練は欠くべからざるものである。

1 避難訓練の目的

災害発生時に児童生徒等が、慌てず適切な判断の下に安全に避難できるようにすることを目的としている。

特に、地震災害はその被害が広範囲に及び、児童生徒等の心理的不安や動揺は、予想よりはるかに大きいものがある。従って、冷静に集団行動がとれるように普段からあらゆる場面を想定して計画的に訓練しておく必要がある。

また、避難誘導等にあたる教職員もその反省・評価からよりよい対処方法等を得るように努めなければならない。

2 避難訓練実施時の留意点

(1) 学校や地域の実態に応じて、避難訓練の時期、災害の種類、対象、実施回数、実施の方法等について計画を立て、年間を通じて計画的に実施する。実施日については、1学期の早い時期をはじめ、国民安全の日（7月1日）、防災の日（9月1日）、阪神・淡路大震災の発生日（1月17日）、津波防災の日（11月5日）などが考えられる。

(2) 訓練の実施に当たっては、あらゆる場面を想定して行うことが必要である。特に、学校の立地条件を考慮に入れることは、避難訓練を実施する上で、重要なことである。想定としては、登下校時、始業前、放課後、授業中、特別活動、休憩時、校外の活動時（遠足、修学旅行等）、部活動中（中・高等学校）、寄宿舎等の宿泊施設使用時が考えられ、また、避難場所、避難経路の選定も状況により考慮しなければならない。

※避難訓練の指導例を資料5 2ページ以下に掲載している。

(3) 特に障害のある児童生徒等については、障害の種類及び程度に応じて、保護者等との連携を図りながら指導していくこと

(4) 地域の消防署等との連携を図って緊迫感や臨場感を持たせたり、教職員や児童生徒等の負傷や学級担任の不在の場合等における対応なども含めて実践的な訓練を行う工夫をする。また、停電等により送設備が使用できない場合の対応策や連絡方法を検討しておく。

(5) 児童生徒等が自らの判断で主体的に避難する力を身に付けることができるために、繰り返し訓練を実施する。

(6) 地域の防災計画等を参考にして、消防署等の関係機関や地域の自主防災組織、保護者の参加・協力を得るなど訓練内容の一層の充実に努める。

(7) 教職員は役割を分担し、協力して防災訓練を実施することが必要である。

(8) 緊急地震速報を設置している学校では、緊急地震速報が作動してからの避難訓練を実施する。また、緊急地震速報受信機の日ごろの点検（動作確認）を怠らないことも大切である。

(9) 実施後は、職員研修を実施したり専門家の協力を得るなどして評価と改善を行い、その後の訓練に生かすとともに学校の防災計画の改善を図ることが大切である。

(10) 施設・設備の点検及び整備も行う。

3 配慮を要する児童生徒等の措置

特別支援学校においては、障害の種別や程度及び児童生徒等の発達段階に即して具体的に内容を検討する。

(1) 学校種別指導事項例

① 盲学校

- ・グループで、誘導ロープ等を用いて避難させる。
- ・先頭にリーダーをおき、後の者をかばって避難させる。
- ・音による合図、指示を聞き判断して行動させる。

② 聾学校

- ・色、光、身振りや手話、教職員の動作をしっかりと見て行動させる。
- ・グループで助け合いながら行動させる。

③ 特別支援学校

- ・グループで助け合いながら行動させる。
- ・必要な装具は身近に置かせる。

(2) 教職員の指示と行動

- ① 災害の発生や避難行動への指示は、できるだけ短い言葉で行うとともに、合図等を的確に行う。このときの合図は分かりやすいものを工夫し、平素から指導しておく。
- ② [優しく声をかける], [抱き上げる], [手を握る] などして、気持ちを落ち着かせる。また、心を落ち着かせるための方法は、一人一人違うので、児童生徒等の状況を平素から十分把握しておく。
- ③ 避難誘導については、状況により背負う、手を引くという配慮も必要である。特性に応じて配慮を要する児童生徒等に対する措置についても具体的に内容を検討する。
- ④ 授業中については、その時間の担当教員が指導・援助を行う。また、休憩時等担当教員がいない場合は、近くにいる教職員が指導・援助に当たる。
- ⑤ 指導・援助の内容では、基本的にはできるだけ自らの力で適切に行動できるように、平素から指導しておくこと。また、周囲の児童生徒等が指示に従い、落ち着いて協力して行動できるよう指導しておく。

IV 応急手当の指導

災害の発生により、建物の倒壊、瓦、ガラス等の落下物の飛散、火災の発生、崖崩れや津波等のため多数の負傷者がでることが予想される。各学校は、こうした非常事態に備えて、学校や地域の救護体制の確立・強化を図るため、教職員が応急処置に関する知識や技能を習得し、実際の場に役立つ実践的教育活動を推進することが大切である。

1 学習内容

- ア 手当の基本（患者の観察、寝かせ方、保温・加湿等）
- イ 病人・負傷者の看護と運搬法
- ウ 包帯法（保護ガーゼ、包帯、三角布の使い方）
- エ 止血法（直接・間接圧迫止血、止血帯の方法）
- オ 骨折・脱臼・捻挫等の処置として副木のあて方等
- カ 心肺蘇生（CPR）
 - ・胸骨圧迫の実施
 - ・人工呼吸の実施
 - ・AED（自動体外式除細動器）の使用

2 研修について

【小学校】

小学校では、応急処置に関する教員の指導力向上を図るため、講習会に参加したり、養護教諭等を中心に校内研修を実施し、実践的技能の習得に努める。

【中学校・高等学校】

中学校・高等学校では、応急処置に関する教員の指導力向上を図るため、研修会に参加した保健体育担当教諭・養護教諭を中心に校内研修を実施し、実践的技能の習得に努める。

また、生徒に対して保健体育、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等を通じて、応急処置の基本的・実践的な技能を習得させる。

さらに、学校の実態、地域性等を考慮した「救護班」を編成し、計画的、継続的に実習を重ね技能の向上を図り、必要に応じて学校や家庭、地域の救護活動に役立てる。

【特別支援学校】

特別支援学校では、児童生徒等の障害に応じた指導と、教職員の十分な実践的技能習得をもとにした、適切な対応が必要である。

※県教育委員会主催の「学校安全教室及び安全教育指導者講習会」（小・中・高校・特別支援学校の安全担当教諭等を対象）や「熱中症・救急蘇生法講習会」で心肺蘇生法の講習会を実施している。

※消防署でも心肺蘇生法の講習会を実施している。

V 災害の知識

1 地震

(1) 地震によって発生する主な災害

①火災

現代の生活環境では、プロパンガスや都市ガスをはじめ、自動車用ガソリン、石油ストーブなどが無数にあり、火災の危険性は一層強まっている。地震による被害を最小限に食い止めるためには、第1には火災を発生させないよう気を付ける。第2には初期のうちに消すと被害が少なくて済むことを理解しておく。

ア 関東地震（関東大震災） マグニチュード7.9

- ・大正12年9月1日に発生 死傷者 203,064人
- ・行方不明 43,476人
- ・全壊家屋 128,266戸
- ・焼失家屋 447,128戸

イ 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災） マグニチュード7.3

- ・平成7年1月17日に発生 死傷者 50,228人
- ・行方不明 3人
- ・全壊家屋 104,906戸
- ・焼失家屋 7,483戸

②津波

ア 昭和南海地震 マグニチュード8.0

昭和21年12月21日に発生。徳島県では、海岸沿い震度5、内陸では震度4を記録した。

- 海部郡浅川村
- ・津波4.7メートル
 - ・死傷者不明者165人
 - ・全壊・半壊330戸
 - ・流失家屋185戸

- 海部郡牟岐村
- ・津波4.5メートル
 - ・死傷者不明者93人
 - ・全壊・半壊353戸
 - ・流失家屋121戸

昭和の南海地震はそれまでの南海地震より規模が小さかったといわれているが、その被害は、次の写真のとおり甚大なものであった。



○牟岐町東部の被害，津波の通った道筋



○牟岐町，田園の被害



○牟岐国民学校（現牟岐小学校）付近



○牟岐町，道路に押し上げられた漁船



○由岐町，湾岸に上がった船



○海南町浅川，海岸から約300mの
耕地内に打ち上げられた貨物船

徳島地方気象台HP掲載資料より

イ チリ地震津波 マグニチュード8.25～8.5（モーメントマグニチュード9.5）

昭和35年5月23日4時11分に南米チリ中部沖に起こった大地震により発生。

翌24日3時28分に小松島に津波が到着した。（時速746km/h ジェット機のスピード並）

ウ 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） マグニチュード9.0

平成23年3月11日14時46分，三陸沖（北緯38度1分，東経142度9分）の深さ24kmを震源として，我が国観測史上最大のマグニチュード9.0の地震が発生した。この地震により宮城県栗原市で震度7を観測したほか，宮城県，福島県，茨城県及び栃木県で震度6強など広い範囲で強い揺れを観測した。

気象庁では，地震発生から3分後の14時49分，岩手県，宮城県，福島県に津波警報（大津波）を発表した。15時14分には青森県太平洋沿岸，茨城県，千葉県九十九里・外房，15時30分には北海道太平洋沿岸と伊豆諸島，16時8分には青森県日本海沿岸，千葉県内房，小笠原諸島，相模湾・三浦半島，静岡県，和歌山県，徳島県，22時53分には高知県が，津波警報（大津波）の対象に加えられた。

その後は，海域ごとに推移を見ながら，津波警報（津波）や津波注意報への切り替えがなされ，すべての警報・注意報が解除されたのは3月13日17時58分であった。

2013年（平成25年）2月13日現在，死者は15,880人（宮城県が約6割），重軽傷者は6,135

人（宮城県が約7割）、警察に届出があった行方不明者は2,694人であると発表している（ただし未確認情報を含む）。日本国内で起きた自然災害で死者・行方不明者の合計が1万人を超えたのは戦後初めてである。

[東北地方太平洋沖地震による徳島県内の津波最高水位分布]

平成23年3月調査

右の図は、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）によって発生した津波が、徳島県に押し寄せたときの高さである。震源から数百km離れた徳島県にも津波が来ることを指導しておく必要がある。



徳島大学大学院 中野晋教授「徳島県内での津波遡上」状況調査より

③ 山崩れ

大地震のときには、山の斜面が崩壊することがある。また、地震により、山地でしばしば落石を生ずる。徳島県では、三波川帯という地層が四国山地北斜面にあり、地すべり地帯が多い。周りの状況や地質について理解しておく。

・那賀川上流の地震 昭和30年7月27日10時21分頃 震度5

徳島県としては観測開始以来の大きな地震で震源付近の宮浜、平谷、木頭及び海南町では山・崖崩れが多数起こり、宮浜では死傷者も出た。

④ 液状化現象

埋立地などよく引き締まっていない砂地で、地下水を多く含んでいるような状態のときに、地震の震動で砂の間にある水が押し出され、上へ吹き出すことがある。このとき、建築物も一緒に動いたり沈下したりして、破壊されるおそれもある。兵庫県南部地震では埋め立て地が、東北地方太平洋沖地震では、埋め立て地以外の多くの場所でも液状化現象が起きた。

(2) 地震による被害

① 建物の被害

強い地震だと、激しい振動によって建物が壊れることがある。また、建物の被害振動のため、室内では天井の蛍光灯が落ちたり、戸棚が倒れたり、路上では看板、窓ガラスやタイルが落ちてきたり、頭上からの落下物による被害にあう危険がある。家の周りのブロック塀も倒れることがある。
(注) 兵庫県南部地震では、完全に削壊した校舎はなかったが、避難するのも困難な内部の状況になっている学校も多くあった。校舎内の非構造部材（天井・壁・照明等）の日常の点検整備を行うとともに、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付したりロッカーや下駄箱などに転倒防止器具を設置などを行い、安全な避難経路を確保することが大切である。

② 交通網の被害

鉄道は、震度4の地震を感じたら列車を一時停止して徐行運転、震度5以上のときは、停止をして念入りの点検を道路も、地割れが起きたり陥没したり隆起などが起こり、自動車が走れなくなることがある。また、道路には、逃げる人々が自動車で押し掛け、渋滞が起こって役立たなくなる可能性もある。兵庫県南部地震では救援物資を運ぶ上で交通網の確保が大きな問題となった。東北地方太平洋沖地震では、震災による直接被災や安全確保のための運行停止・規制等により交通機関が不通となったため、東北地方や首都圏を中心に多数の帰宅困難者（帰宅難民）が発生した。

(注) 自分の通学している道路で発生する災害や、交通機関を利用している児童等が、どういう対応をしたらよいか確認させるとともに、避難場所を家庭・学校・本人で確認し、情報を共有しておく。

③ 電気、ガス、電話の被害

発電所や送電線などは、地震に強く造られているが、大地震だと変電所の設備が壊れたり、配電線が切れたりして広い範囲で停電が起こることがある。ガスも大きい地震だと、二次災害防止のためにガスを送るのを止めてしまうことがある。プロパンガスのボンベも鎖等で倒れないようにしてあるが、倒れる可能性もあり。また、電話線が切断されることもある。

(注) 東北地方太平洋沖地震では、一度に多くの人の携帯電話の使用が重なったためつながりにくくなった。災害発生時の連絡体制について確認するとともに、避難場所等について普段から家庭で話し合っておく。

④ その他の被害

デパートや地下街、競技場、劇場など多くの人間が集まる場所で大地震が起こると、出口に多くの人が殺到し、パニックが起こり。被害を大きくすることが考えられる。また、火災が起こるとたいへん危険である。まず、落ち着いて、その場所の係員の誘導に従うこと。また、そういう場所には必ず避難誘導灯や避難経路を示した標識が設置されており、それに従って避難できるよう理解しておく。

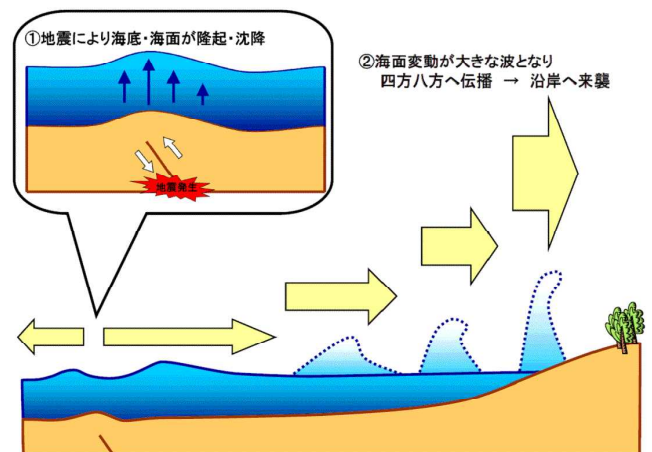
(3) 地震・津波に関する知識

以下に、気象庁や徳島地方気象台のホームページに掲載している地震・津波に関する情報をまとめました。地震・津波の災害に対する各学校の防災教育の資料として活用してください。

① 津波の発生

海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起もしくは沈降します。これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播するものが津波です。

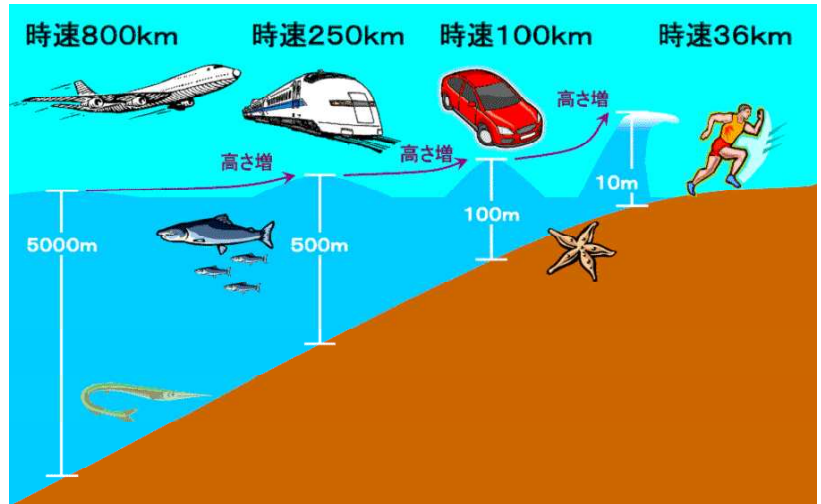
「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、必ずしもそうではありません。地震を発生させた地下の断層の傾きや方向によっては、また、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく最初に大きな波が海岸に押し寄せる場合もあります。津波は引き波で始まるとは限らないのです。



② 津波の伝わる速さ

津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合ではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ後から来る波が前の津波に追いつき、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、オリンピックの短距離走選手なみの速さで陸上に押し寄せるので、普通の人

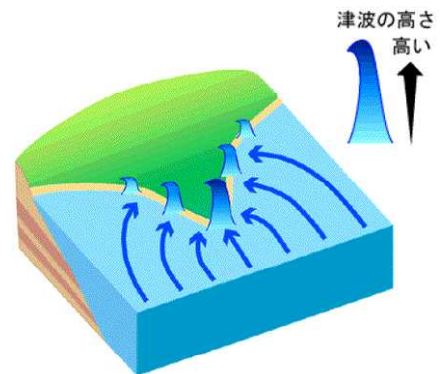


って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難することが大切です。

気象庁HP掲載資料より

③ 地形による津波の増幅

津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化します。さらに、津波が陸地を駆け上がる（遡上する）こともあります。岬の先端やV字型の湾の奥などの特殊な地形の場所では、波が集中するので、特に注意が必要です。津波は反射を繰り返すことで何回も押し寄せたり、複数の波が重なって著しく高い波となることもあります。このため、最初の波が一番大きいとは限らず、後で来襲する津波のほうが高くなることもあります。



岬の先端に津波が集まるようす

気象庁HP掲載資料より

④ 津波波高と被害程度

家屋被害については、建築方法等によって異なりますが、木造家屋では浸水1m程度から部分破壊を起こし始め、2mで全面破壊に至りますが、浸水が50cm程度であっても船舶や木材などの漂流物の直撃によって被害が出る場合があります。下表の津波波高（m）は、地面から測った浸水深となっています。

気象庁HP掲載資料より

津波波高 (m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる					全面破壊

震度と揺れ等の状況（概要）

<p>0</p>  <p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	<p>1</p>  <p>【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>	<p>2</p>  <p>【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	<p>3</p>  <p>【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
<p>4</p>  <p>【震度4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。 	<p>6弱</p>  <p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 		
<p>5弱</p>  <p>【震度5弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	<p>6強</p>  <p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 		
<p>5強</p>  <p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物につかまらなさと歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	<p>7</p>  <p>【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。 		

地震が起きたら

あわてず、まず身の安全を!!

緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- 海岸でぐらっときたら高台へ
- あわてた行動、けがのもと

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!



国土交通省 気象庁

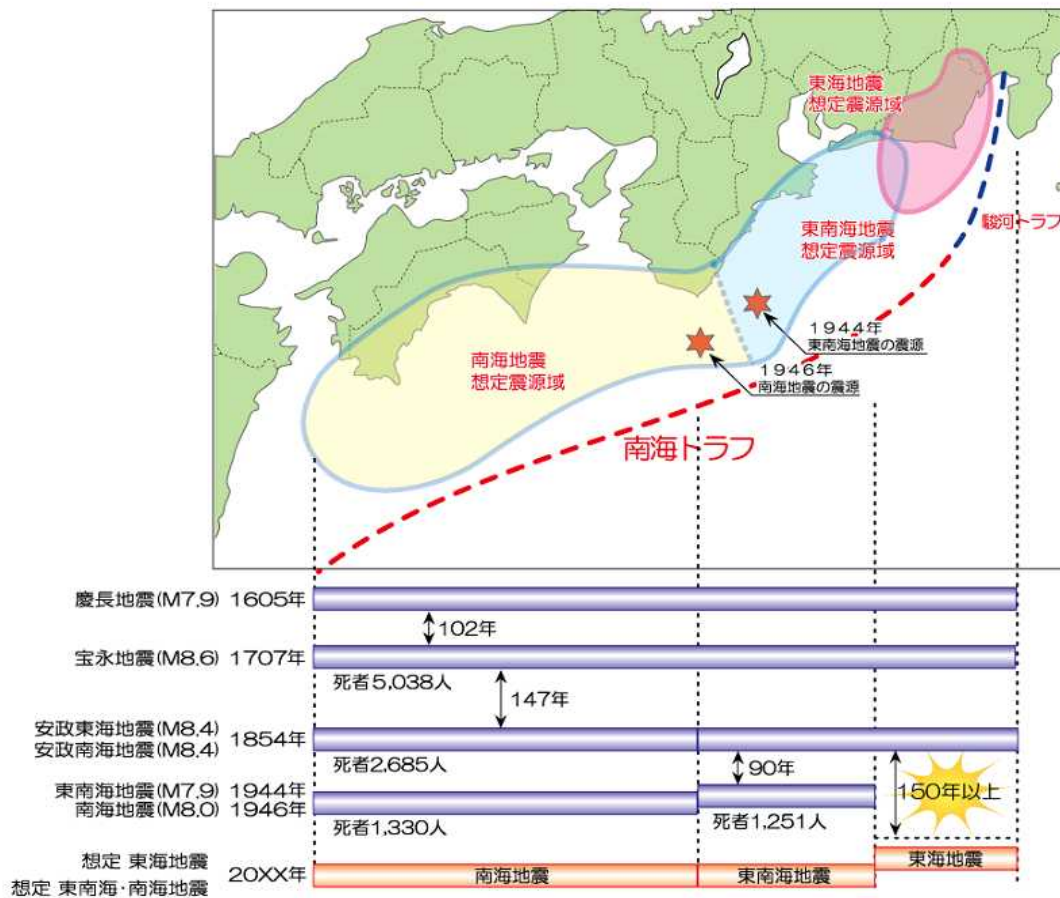
〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話：(03)3212-8341(代表)
ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp/>

平成21年3月31日

⑥ 南海地震の発生間隔

徳島気地方象台HP掲載資料

下図は、南海地震や東南海、東海地震の想定される震源域（岩盤が破壊される場所）と、過去400年の間に起こった地震の間隔を示しています。



【想定される震源域と地震発生間隔】

これらの地震は俗に「地震三兄弟」とも呼ばれ、互いに連動して活動している事が知られています。1605年の慶長地震や1707年の宝永地震では東海～南海にかけてほぼ同時に地震が起こったと見られ、1854年の安政南海地震は安政東海地震の32時間後に、1946年の昭和南海地震は昭和東南海地震の2年後に発生しました。

また南海地震は、歴史記録の信頼性が高い江戸時代以降では、およそ90～150年の間隔で周期的に発生していることがわかります。

政府の地震調査委員会の長期評価では、今後の南海地震発生確率と規模は次のとおりとなっています。M（マグニチュード）8.4は、昭和南海地震（M8.0）の約4倍の規模に相当します。地震発生確率には不確定さが含まれていますが、今世紀前半に昭和南海地震より大きな南海地震が非常に高い確率で起こるものとして、揺れや津波へ備えていかなければなりません。

南海地震の長期評価 (2013年1月1日)				
地震発生確率			平均発生間隔	最新発生時期
10年以内	30年以内	50年以内	114.0年	66.0年前
20%程度	60%程度	90%程度		
地震の規模: M8.4前後 (※東南海地震と同時発生した場合は, M8.5前後)				

⑦ 津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

気象庁HP掲載資料より

⑧ 地震や津波への心得

地震発生

- ・大きな机の下などに身を隠し、あわてて外に飛び出さない。

揺れがおさまったら、避難

- ・揺れがおさまったら、火の始末
- ・戸をあけて、出口の確保を
- ・看板の落下、ブロック塀の倒壊、山崩れや崖崩れに注意
- ・避難は徒歩で、荷物は最小限に

津波からの避難

- ・津波注意報でも、海岸や津波の危険のある河口付近には近づかない。
- ・強い地震や長くゆっくりした揺れを感じたら、直ちに海岸から離れ、急いで高い安全な場所へ避難
- ・地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで高い安全な場所へ避難
- ・津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報・注意報が解除されるまで気を緩めない。

正確な情報の入手

- ・正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などから入手（デマ情報に惑わされない）

徳島地方気象台HP掲載資料より

2 風水害

台風や大雨等による災害のことを「風水害」といい、四国や九州は、台風が上陸する台風の通り道で、しかも6月から7月にかけては梅雨でたくさんの雨が降るので風水害はしばしば深刻な問題となっている。

地震と違って、時期を予測することができるので、台風などが近づいたら、天気予報を注意して聞き、早いうちから対策を講じるようにしておく。

また、「注意報」「警報」が出たときの学校の対応を、事前に児童等に指導するとともに保護者に対しても事前に周知しておく。

(1) 主な災害

- ① 河川の氾濫
- ② 電柱、木などの倒壊
- ③ 看板や瓦の飛散
- ④ 山・崖崩れ
- ⑤ 高潮

(2) 過去の主な被害

- ① 台風による主な被害
 - ・伊勢湾台風 昭和34年9月26日
死者4人 負傷者24人 不明1人 山崩れ53箇所 堤防決壊39箇所
 - ・第二室戸台風 昭和36年9月16日
死者11人 負傷者253人 家全壊569戸 半壊1,777戸
 - ・台風6号 昭和50年8月22日、23日
死者15人 負傷者23人 山・崖崩れ294箇所 堤防決壊13箇所
- ② 大雨による主な被害
 - ・昭和51年9月8日～13日 総雨量は日和佐475.5mm 木頭2,781mm
死者10人 負傷者9人 山・崖崩れ296箇所
 - ・昭和52年3月22日（福井村豪雨）時間当たりの最大降雨量167,2mm
(日本国内としては第一級)
死者6人 負傷者2人 山崩れ3箇所

(3) 風水害への備え

- ① 台風が近付いたら家の外に出ない。
- ② 海岸・川・崖のそばに住んでいる人は状況をよくつかむ。
- ③ 窓や雨戸をしっかりと閉める。
- ④ 木や塀などで倒れやすいものには支柱をする。
- ⑤ ベランダの鉢植えなど動くものは部屋の中に入れる。
- ⑥ 停電や避難に備えて非常用品の用意をする。
- ⑦ 台風情報や避難勧告・避難指示を注意しておく。
- ⑧ 浸水に備えて、大事なものは高いところに上げる。
- ⑨ 川は急に水が増えることがあるので、近付かないようにする。

以下は、気象庁がホームページに掲載している、風水害に関する情報です。

(4) 風水害に関する警報について

気象庁HP掲載資料より

大雨警報	大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
暴風警報	暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 運用基準：平均風速がおおむね20m/sを超える場合（地方により基準値が異なる）。 参考：徳島県 陸上 20m/s, 海上 25m/s
洪水警報	洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 大雨、長雨、融雪などの現象により河川の水が増し、そのために河川敷内の施設などに損害、河川の堤防・ダムなどに損傷を与えるなどによって重大な災害が起こるおそれ（警報）がある場合に行う。
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)	大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表。 現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表する。 参考：徳島県北部 110ミリ 徳島県南部 120ミリ
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

(5) 大雨の場合に気象台が発表する防災気象情報

大雨が予想された場合の各種防災気象情報の内容とタイミングの一例を示します。必ずこのような順序で発表されるとは限りませんが、どんなときにどんな情報が発表されるのかをイメージするのにご活用ください。

気象庁HP掲載資料より



各種防災気象情報のタイミングの例

(6) 避難勧告・避難指示

避難勧告	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するために、住民に対して行われる避難のための立ち退きの勧告。災害対策基本法60条に基づき、原則市町村長の判断で行われる。
避難指示	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護するために、住民に対して行われる避難のための立ち退きの指示。災害対策基本法60条に基づき、原則市町村長の判断で行われる。

(7) 気象庁レーダー・ナウキャストとは <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

降水短時間予報や降水ナウキャストは、過去の降水域の動きと現在の降水の分布を基に、目先1～6時間までの降水の分布を1km四方の細かさで予測するものです。通常1日3回発表される今日・明日の予報や天気分布予報とは異なり、短い時間間隔で発表することにより、1～6時間先までの降水の予測を可能な限り詳細かつ迅速に提供されます。

降水短時間予報は、解析雨量と同じく30分間隔で発表され、6時間先までの各1時間降水量を予報します。

降水ナウキャストは、より迅速な情報として更に短い5分間隔で発表され、1時間先までの5分毎の降水の強さを予報します。

気象庁HPに気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測と、降水ナウキャストによる5分

毎の60分先までの降水強度分布予測を連続的に表示しています。降雨量の確認と予測に役立ちます。

気象庁HP掲載資料より

(8) 土砂災害について

土砂災害の引き金となるのは、台風、集中豪雨、地震、雪解けなどで、雨量が多くなるほど発生しやすくなりますから、特に梅雨の時期や台風シーズンには注意が必要です。土砂災害の7割近くは崖崩れです。1時間に20ミリ以上の雨が降ったときや、降り始めからの雨量が100ミリを超えたときは、雨が上がった後も警戒を怠らないことが大切です。

また、土砂災害の種類や起こりやすい条件、前ぶれ現象を知り、危険な場合は避難することが大切です。

災 害 名	前 ぶ れ 現 象
○山（崖）崩れ 極めて急な斜面が急激に崩れる現象です。	・山（崖）からの水が濁る。 ・山（崖）に亀裂が入ったり、小石が落ちてくる。 ・山（崖）から音がする。
○土石流 谷や斜面にたまった土・石・砂などが、大雨による水とともに一気に流れ出す現象です。 スピードが速く、破壊力も大きいため、広範囲に大きな被害が出ます。	・山鳴りがする。 ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 ・川が濁ったり、流木が下ってくる。
○地すべり 比較的ゆるやかな斜面で地中の粘土層などがゆっくりと動き出す現象です。一度に広範囲で発生するので、住宅や道路、鉄道などに大きな被害が出ます。	・地面にひび割れができる。 ・井戸や沢の水が濁る。 ・がけや斜面から水が噴き出す。

徳島地方気象台HP掲載資料より

前ぶれ現象を感じたらすぐに避難をして、災害に備えてください。

3 火 災

火災は人間の油断や不注意から起こることの多い災害である。従って、各自が気をつけたり用心したりすることによって防ぐことができることを理解させる。私たちの周りには、火を使うものがたくさんあるので、常に火の用心の意識を持ち、火災を予防するよう指導しておく。

(1) 主な出火原因

【全国の出火原因】

平成24年版「消防白書」より

順位	平成21年			平成22年			平成23年		
	出火原因	出火件数	割合 (%)	出火原因	出火件数	割合 (%)	出火原因	出火件数	割合 (%)
1	放火	6,615	12.9	放火	5,612	12.0	放火	5,632	11.3
2	こんろ	5,139	10	こんろ	4,694	10.1	こんろ	4,752	9.5
3	たばこ	4,997	9.8	たばこ	4,475	9.6	たばこ	4,178	8.4
4	放火の疑い	4,590	9	放火の疑い	3,939	8.4	放火の疑い	3,931	7.9
5	たき火	3,021	5.9	たき火	2,515	5.4	たき火	3,443	6.9
6	火遊び	1,948	3.8	火遊び	1,678	3.6	火遊び	1,736	3.5
7	ストーブ	1,604	3.1	ストーブ	1,469	3.2	火入れ	1,622	3.2
8	火入れ	1,457	2.8	電灯電話等の配線	1,362	2.9	ストーブ	1,609	3.2
9	電灯電話等の配線	1,330	2.6	配線器具	1,143	2.5	電灯電話等の配線	1,446	2.9
10	配線器具	1,059	2.1	火入れ	1,033	2.2	配線器具	1,258	2.5
	出火総件数	51,139		出火総件数	46,620		出火総件数	50,006	

※割合の合計が100%にならないのは原因不明の火災が発生しているからである。

【徳島県の出火原因】

平成23年版「徳島県消防年報」より

順位	平成21年			平成22年			平成23年		
	出火原因	出火件数	割合 (%)	出火原因	出火件数	割合 (%)	出火原因	出火件数	割合 (%)
1	こんろ	33	12.3	こんろ	25	8.4	こんろ	25	8.8
2	たき火	17	6.3	たき火	21	7.1	放火	21	7.4
3	たばこ	16	6.0	放火	19	6.4	たばこ	19	6.7
4	放火	15	5.6	たばこ	18	6.1	たき火	18	6.3
5	火あそび	9	3.4	火入れ	15	5.1	火入れ	15	5.3
6	マッチ・ライター	8	3.0	ストーブ	13	4.3	放火の疑い	13	4.6
6	火入れ	8	3.0	放火の疑い	13	4.3	ストーブ	13	4.6
8	ストーブ	7	2.6	マッチ・ライター	12	4.0	配線器具	12	4.2
9	放火の疑い	7	2.6	配線器具	7	2.4	電灯電話等の配線	7	2.5
(8)									
10	風呂かまど	6	2.2	電気機器	6	2.0	焼却炉 電気機器	6	2.1
	出火総件数	268		出火総件数	297		出火総件数	284	

※割合の合計が100%にならないのは原因不明の火災が発生しているからである。

(2) 火災による過去の主な被害

- ① 平成12年12月11日 鳴門市の林野火災
たき火から出火し、137時間にわたり40haを焼損
四国4県と岡山市のヘリコプターが空中から消火活動を実施
- ② 平成13年4月7日 阿波市(旧土成町)の林野火災
2日間にわたって15haを焼損
- ③ 平成14年8月19日 美波町(旧由岐町)の林野火災
鎮火まで162時間を要し10haを焼損
合計4機のヘリコプターが空中から消火活動を実施
- ④ 平成15年4月30日 徳島市の住宅火災
台所から出火し、6棟を焼損し3名が死亡

(3) 火事を発見した場合

児童等によって、また年齢や校種によって取るべき態度は非常に難しいものがあるが、安全確保を最優先することが重要である。

対応として、次のようなことが考えられる。

- ① どんな小さな火でも、ひとりで何とかしようと思わない。たとえ友だちと一緒にいても、必ず大人に知らせて助けてもらう。
- ② 大声で近所の人に知らせる。声がでなかったら、鍋のように音の出るものをガンガンたたいて早く知らせる。
- ③ 火災の状況によって初期消火が可能なときは消火にあたる。
(消火器の使い方を防災訓練などで実際に実習しておく。)
- ④ 消防署に知らせる。電話のかけ方は、慌てずに119番し、質問にはっきり答える。
(119番のかけ方を実習しておく。)

	連絡内容	消防署	自分
1	まず火災であることを伝える	火事ですか？救急ですか？	火事です。
2	場所(住所)を知らせる	どこが燃えていますか？	〇〇町△丁目です。
3	何が燃えているか知らせる	何が燃えていますか？	病院のそばの家です。

1 学校安全計画例

学校安全計画例(小学校)

◎・・・1単位時間程度の指導 ●・・・短い時間の指導

項目		月	4	5	6	7・8	9
月の重点			通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう
道徳の時間			4-(1) 規則尊重、公德心	3-(1) 生命尊重	2-(2) 思いやり・親切	1-(2) 勤勉・努力	1-(4) 誠実・明朗
安全 全 学 習	生活		・通学路の安全指導 ・地域探検時の交通安全指導 ・遊具の正しい使い方の指導	・正しい動物の扱い方、飼育の仕方等の指導 ・スコップ等の安全な使い方の指導	・公共交通機関等の安全な乗り方の指導 ・野外活動時の安全指導	・通学路の安全指導 ・スズメバチ・毒蛇等その対応への指導	・はさみ・カッター等の安全な使い方の指導
	理科		・野外観察の交通安全 ・虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
	図工		・はさみ、カッター、ナイフ、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・絵の具、筆、水入れの使い方	・のこぎり、きり、金槌、釘抜き等の使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な取扱い
	家庭 ※安全指導の実施時期は、各校の年間指導計画によって前後する。 ※調理において生の魚や肉は用いない。また、卵は加熱調理する。		・エプロン・三角巾等の服装、手指を十分に洗う等の指導 ○家庭科室の用具等の配置や、熱源・用具・機械等の管理と点検の実施や注意喚起の掲示	・家庭から持参した食品の保管に関する指導 ・こんろや調理器具の取扱いの指導 ・調理器具の余熱や熱湯に配慮した取扱いの指導 ○家庭から持参させた食品の管理と安全確認	・食器、まな板、ふきん等の調理用具の衛生的な洗浄と乾燥、保管の指導・安全、衛生、熱源に留意した調理台の整理・整頓の指導 ○洗剤類の誤用防止に配慮した保管	・針類、はさみ類等の用具の安全な保管や取扱いの指導 ○はさみの本数を確認した安全な保管	・アイロン等の用具の安全な保管や火傷や電源にも留意した取扱いの指導 ○使用後のアイロンの温度に配慮した収納、保管
	体育		・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確保	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・鉄棒運動の安全
	総合的な学習の時間		「○○大好き～町たんけん」(3年)「交通安全ポスターづくり」(4年)				
安全 全 活 指 導	学 級 指 導	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子どもの110番の家の場所	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練への参加の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の約束
		中学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動 ●誘拐の起こる場所	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室(3年生)	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ●防犯にかかわる人たち	●夏休みの安全な過ごし方 ●自転車乗車時のきまり ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の安全な服装
		高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な委員会活動 ●交通事故から身を守る ◎身の周りの犯罪	●休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ●交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣泳 ●自分自身で身を守る ◎防犯教室(4、5、6年生)	●夏休みの事故と防止策 ●自転車の点検と整備の仕方 ●落雷の危険	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ●運動時の事故とけが
	児童会活動等	・新1年生を迎える会 ・クラブ活動・委員会活動開始			・児童集会		
	主な学校行事など	・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会・遠足 ・防犯避難訓練	・自然教室 ・プール開き		・防災引き取り訓練 ・交通安全運動 ・防災避難訓練(地震)	
安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確認 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上で安全な過ごし方	
	対物管理	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認(点検方法等研修含む)	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上で安全な過ごし方屋上など校舎外の整備	
学校安全に関する組織活動	研修	・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員・保護者の街頭指導	・校外における児童の安全行動把握、情報交換	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検	・地域パトロール	・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員・保護者の街頭指導地域パトロール	
	研修	・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修	・熱中症予防に関する研修	・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検) ・心肺蘇生法(AED)研修(PTA含む)		・防災に関する研修(訓練時)	

学校安全計画例(小学校)

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに気をつけよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
2-(2) 思いやり・親切	4-(5) 家族愛	1-(2) 勇気	1-(2) 勤勉・努力	1-(1) 節度、自律	4-(6) 愛校心
・段ボールカッター、ホットボンド、きり等の使い方の指導 ・野外活動時の安全指導	・公共施設見学時の安全指導 ・道具の安全な使い方の指導	・道具の安全な使い方の指導	・昔の遊びでの安全な遊び方の指導	・道具の安全な使い方の指導	・道具の安全な使い方の指導
・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方 ・アルコールランプの使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコープ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い方、針金・ベンチの使い方	・竹ひご、細木、小刀の使い方	・のこぎり、きり、金槌、釘抜き等の使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な取扱い
・包丁の安全で衛生的な取扱いの指導 ○包丁の本数を確認した安全な保管	・食器の安全で衛生的な収納の指導	・ミシン等の用具の安全な保管や、移動や出し入れ、電源にも配慮した取扱いの指導 ○作業動線に配慮した家庭科室の学習環境の整備	・暖房の安全な扱い方の指導	・針類、はさみ類、ミシン等の用具を取り扱う際の危険防止や安全点検の確認の習慣化の指導	○家庭科室の用具等の配置や、熱源・用具・機械等の管理と点検の実施
・用具操作の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動の安全	・器械運動の安全

「安全マップづくり」(5年) 「社会の一員として活動しよう」(6年)

◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ●安全な登下校	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしないために
◎車内での安全な過ごし方 ●校庭・遊具の安全な遊び方	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●安全な登下校	◎冬休みの安全な過ごし方 ●凍結路の安全な歩き方	◎「おかしも」の約束 ●安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識 ●暖房器具の安全な使い方	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点検	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ●安全な登下校	◎冬休み中の事故やけが ●凍結路の安全な歩き方	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
		・児童集会			
・地区別運動会 ・収穫祭と子ども祭り	・修学旅行 ・防災避難訓練(火災)			・学校安全集会	・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省
・駅・バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検・整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
・学校安全委員会(学校保健委員会)	地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域ぐるみの学校安全推進委員会
	・防災に関する研修(訓練時)	・応急手当(止血等)			・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

項目		4	5	6	7・8	9
		安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校行事での安全
安 全 学 習	地理歴史・ 公民	・(現)青年期の課題	・(地)世界の地形・気候	・(現)現代社会の特質	・(現)都市問題	
	理科	・実験器具等の安全な扱い方 ・施設・設備・薬品管理等の点検	・観察、実験における一般的な注意及び危険防止の注意	・(物)摩擦力、運動量、円運動等による車の安全運転の理解	・(物)衝突・運動エネルギー及びエネルギー保存法則による車の衝突の理解	・(化)物質と人間生活(身近にある化学物質の性質の正しい理解)
	保健体育	・体育施設・用具の安全点検	・(保)交通安全	・雨季の体育館、グラウンド使用(転倒防止) ・(保)応急手当	・水泳の安全 ・熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検
	実験・実習を伴う科目	施設器具・器械の取扱いと使用上の注意、点検・整備熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備				
	総合的な学習の時間	〈学習活動例〉テーマ「地域の安全と防災」 ○防災ホームページの閲覧、災害の種類と対応(防災壁新聞・ポスター・パンフレット作成)、阪神淡路大震災について、学習のまとめ				
教 育 全 指 導	1年 ホームルーム 活動	◎高校に入学して ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎交通安全への参加 ●部活動や休憩時の安全 ●自転車の構造と点検整備	◎通学路に潜む危険 ◎地震と安全 ●雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎歩行者の安全と交通環境 ●通学路の安全
	2年 ホームルーム 活動	◎2年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎高校生の心理や行動と事故の特長 ●部活動と健康管理 ●自転車の安全な利用	◎地震と安全 ●雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎交差点に潜む危険 ●通学路の安全
	3年 ホームルーム 活動	◎3年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎幼児・高齢者・障害のある人の心理と行動 ●安全意識と行動 ●自転車の安全な利用	◎運転者の心理と行動特性 ◎地震と安全 ●雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎交通事故の対応と応急手当 ●通学路の安全
	主な学校行事	・入学式 ・始業式 ・春の交通安全指導 ・定期健康診断 ・歓迎遠足 ・1年生(オリエンテーション) ・部活動年間計画作成	・学校保健安全委員会 ・遠足安全指導 ・救急法講習会 ・交通安全教室 ・3年生(生徒指導集会) ・高校総体壮行会	・防災避難訓練「火災」 ・高校総体 ・保健委員会 ・2年生(生徒指導集会)	・終業式 ・防犯避難訓練(防犯教室も実施) ・夏休みの諸注意	・始業式 ・防災避難訓練「地震」 ・文化祭 ・文化祭実行委員会
	個別指導	・自転車、バイク通学許可 ・校門立番指導	・自転車、バイクの点検	・健康診断結果の指導	・校外指導 ・生徒指導全体集会 ・自転車、バイクの実技指導 ・免許取得指導 ・校外巡視	・自転車、バイクの点検 ・新規免許取得者指導
	部活動	・新入部員オリエンテーション	・用具の点検・整備	・部活動部長会	・救急法実技講習会 ・合宿・遠征の安全	・用具の点検・整備
	生徒会活動	・新入生オリエンテーション	・壮行会	・保健委員会	・球技大会	・文化祭
安 全 管 理	対人管理 学校生活の安全管理	・通学状況調査 ・防災体制の確立 ・救急体制の確立 ・登下校指導 ・安全計画の設定 ・下宿、アルバイト調査	・授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験、家庭科実習) ・車に係る規則の徹底 ・事故調査と防止対策	・生徒引率の安全確認 ・防災避難訓練の徹底	・長期休業前生活指導 ・大掃除の安全確認	・防災対策の徹底 ・通学路の見直し ・防災避難訓練の徹底 ・文化祭の安全対策 ・授業時の安全管理点検
	対物管理 学校環境の安全点検	・学校環境の安全点検整備(施設・整備、通学路) ・自転車置場施設 ・防災設備の点検整備 ・自家用電気工作物保安点検	・学校環境の安全点検(普通・特別教室、実験実習器具) ・環境整備美化作業 ・自家用電気工作物保安点検 毒物劇物の適正な管理等について	・学校環境の安全点検整備(体育館、格技場、部室、運動器具) ・プール掃除 ・通学路安全点検	・学校環境の安全点検(校庭、学校全般) ・消火器、消火栓、火災報知器の点検	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・通学路安全点検 ・防災施設・設備の点検整備
学校安全に関する組織活動(研修含む)		・春の交通安全運動 ・交通街頭指導 ・中高連絡会 ・職員会議(危機管理体制) ・教職員研修(安全点検、AED)	・PTA総会 ・保護者会 ・学校(保健)安全委員会	・保護者面談 ・PTA委員会 ・教職員研修(熱中症の予防)	・生徒指導協議会(学警連絡協議会) ・校外指導・危険個所巡視 ・教職員研修(防犯) ・国民安全の日	・国民防災の日 ・秋の交通安全運動 ・教職員研修(自然災害)

学校安全計画例(高等学校)

10	11	12	1	2	3
交通道德の理解	安全な行動	事故災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
・(現)地球環境問題	・(現)地方自治と住民参加	・(現)公害の防止と環境保全 ・(地)地球の内部・大気・海洋に関する正しい理解	・(現)公害問題 ・(地)居住・都市問題	・(倫)現代に生きる人間の自然観と人間観	・(倫)人間としての在り方、生き方
・(生)ガス中毒、一酸化炭素中毒の仕組みと応急手当	・(物)電気器具の取扱い上の注意		・(化)物質の変化、化学反応(反応熱、酸、塩基についての正しい理解)	・(生)環境と動物の反応についての正しい理解	・(化)炭化水素類の取扱い上の注意
・(保)健康と運動 ・体育大会の準備 ・体育大会の事故防止	・体力について	・冬季スポーツの意義 ・校内マラソン大会の安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検	・(保)職業と健康	・安全に関する評価 ・体育施設・用具の安全点検
化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備					
ボランティア活動体験、地域ハザードマップについて、災害時における応急救護実習、非常食の作り方実習、防災関連施設の見学、今年度総合					
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全	◎自転車加害事故の責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎交通事故の対応と応急手当	◎幼児と老人の心理と行動 ●危険の予測 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
◎修学旅行の安全 ●体育大会の安全	◎危険予測訓練 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎休業日の交通事故防止 ●規律正しい生活 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全 ●地域の安全活動	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎家庭学習について ●規律正しい生活	◎卒業に当たって ●今年度活動の評価とまとめ
・修学旅行 ・体育大会	・交通安全教室	・校内マラソン大会 ・防災避難訓練 「火災」 ・冬休みの諸注意 ・終業式	・始業式	・学校保健委員会 ・1、2年生(生徒指導集会) ・校内意見発表会	・卒業式 ・終業式 ・春休みの諸注意
・校外巡視	・第2回バイク通学許可 ・校外巡視	・バイク、自動車免許取得の手続き ・校外巡視	・免許取得の指導 ・校外巡視	・校外巡視 ・入社前指導	・校外巡視 ・バイク免許取得の手続き
・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備	・部室の安全点検	・活動場所の安全点検	・応急手当実技講習	
・体育大会	・保健委員会	・球技大会	・保健委員会	・3年生を送る会	
・修学旅行の安全対策 ・体育大会の安全対策 ・事故災害時の応急手当の徹底	・文化祭の安全対策	・校内マラソン大会の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策 ・防災避難訓練の徹底	・暖房の取扱い	・交通規則の徹底	・今年度活動の反省と次年度の計画立案 ・長期休業前生活指導 ・本年度事故発生のもまとめ
・学校環境の安全点検整備(体育館、部室、運動器具)	・学校環境の安全点検整備(校庭) ・ストーブの取扱い方 ・毒物劇物危害防止対策総点検	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実習実験器具) ・防災施設・設備の点検整備	・学校環境の安全点検整備(体育館、部室、運動器具) ・火器器具の安全点検	・学校環境の安全点検整備(施設、整備) ・火器器具の安全点検	・今年度の安全点検活動の評価 ・次年度の計画立案 ・生徒用机・いすの点検整備 ・防災施設・設備の点検整備
・中高連絡会 ・学校(保健)安全委員会 計画訪問による理科薬品等の適正な管理点検	・保護者面談週間 ・安全に関する広報活動	・交通街頭指導 ・生徒指導協議会(学警連絡協議会) ・年末の交通安全運動 ・交通安全に関する研修(法令等改正、自転車等安全利用に関する指導方法等)	・交通街頭指導 ・PTA委員会 ・学校保健(安全)委員会 ・国民防災とボランティア週間	・安全に関する広報活動	・今年度活動の評価と次年度の計画立案 ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

項目		月	4	5	6	7・8	9
月の重点			安全な登下校をしよう	体育祭を安全にやりぬこう	梅雨期を安全に過ごそう	健康と安全について気をつけよう	災害に備えた生活をしよう
道徳の時間			3-(1) 生命尊重	4-(4) 集団の意義	1-(3) 自主自律	4-(1) 法の遵守	4-(5) 奉仕
安全	社会		・世界と比べた日本の地域的特色(自然災害と防災への努力)(2年)				
	理科		・理科室における一般的注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備		薬品検査 ・自由研究の実験上の注意	・力学関係の実験器具の使い方
	美術		・美術室における一般的注意	・備品の点検整備	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品点検	・版用プレス機の使い方の注意
	体育分野		・集団行動様式の徹底 ・施設や用具の使い方	・自己の体力を知る ・集団行動と協力性 ・備品の点検整備 ・新体力テストの行いと測定の仕方	・水泳の事故防止について(自己健康管理)		・陸上運動の適切な場所の使い方と測定の仕方
	保健分野		・心身の機能の発達と心の健康(1年)	・傷害の防止(2年)		・生活行動・生活習慣と健康(3年)	・自然災害(全学年)
	技術・家庭 ※「栽培」を行う場合は、農業の扱いに注意する。 ※安全指導の実施時期は、各校の年間指導計画によって前後する。		・施設・設備の管理と点検の実施 ・作業の安全と事故防止の指導	・材料の適切な保管と用具の手入れの実施 ・刃物の正しい取り扱いの指導	・工具や機器の手入れと安全な使用の指導 ・農業の適切な使用と取り扱いの指導	・備品の管理と点検の実施	・機械加工での安全な作業の進め方の指導
安全	総合的な学習の時間		〈活動例〉「我が町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害の町づくり」など				
	学級	第1学年	●中学生になって ●通学路の確認 ●部活動での安全 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎災害時の安全な避難の仕方の日常の備え ●清掃方法を確認しよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●落雷の危険や風水害 ●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(防犯)	◎地震の危険 ●市総合体育大会と安全
		第2学年	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎交通事故防止を考えよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(防犯) ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●市総合体育大会と安全
		第3学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●登下校の安全 ●自分でできる安全点検	●体育祭準備 ◎心の安定と事故	◎水泳、水の事故と安全 ◎修学旅行と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全(防犯) ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●市総合体育大会と安全
	生徒会活動		・部活動紹介	・体育祭 ・校内安全点検活動	・生徒会総会 ・中体連壮行会	・球技大会	
	主な学校行事など		・入学式 ・健康診断 ・学校説明会 ・交通安全運動	・新体力テスト ・体育祭 ・防犯避難訓練	・修学旅行 ・防犯避難訓練(火災) ・心肺蘇生法講習会 ・合唱コンクール	・夏の交通安全運動	・秋の交通安全運動 ・防災避難訓練(地震)
部活動		・活動ガイダンス ・練習の進め方指導	・部活動保護者会	・熱中症予防指導			
安全管理	対人管理		・通学方法の決定 ・安全のきまりの設定	・身体の安全について及びけがの予防	・校舎内の安全な過ごし方 ・プールにおける安全管理について	・自分でできる点検ポイントについて ・救急体制の見直し ・夏季休業中の部活動での安全と対応	・身体の安全について及びけがの予防
	対物管理		・通学路の確認 ・安全点検年間計画の確認(点検方法等研修含む)	・運動場など校舎外の整備	・学校環境の安全点検及び整備(階段・廊下・プール)	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・諸設備の点検及び整備
学校安全に関する組織活動(研修含む)			・春の交通安全運動期間の啓発活動 ・教職員・保護者の街頭指導 ・危機管理体制に関する研修	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域学校安全委員会(学校保健委員会) ・学区危険箇所点検 ・心肺蘇生法(AED)研修	・地域パトロール ・学校が避難所になった場合の市職員や自主防災組織との話し合い ・防災に関する研修(マニュアルの確認等)	・防災の日 ・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・防災に関する研修(避難訓練)

学校安全計画例(中学校)

10	11	12	1	2	3
交通法規を理解し守ろう	危険を予測し、安全な生活をしよう	自ら健康を維持していこう	事故災害から身を守り適切な行動をしよう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう
2-(3) 友情の尊さ	4-(2) 社会連帯	4-(8) 郷土愛	2-(2) 人間愛	3-(3) 生命尊重	4-(5) 社会への奉仕
・日本の諸地域(地域の自然災害に応じた防災対策)(2年)			・身近な地域の調査時の安全(2年)		
・天気の変化 ・日本の気象		・薬品検査 ・理科室と準備室の整備	・地震発生のメカニズムと震度 ・火山活動の様式とマグマの性質	・電気器具の使い方	・自然の恵みと災害 ・備品点検、薬品点検(台帳管理)
・小型ナイフの使い方	・打ち出し用具の使い方	・塗装の際の一般的注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管や管理の指導	・教室での一般的諸注意 ・器具、用具の点検
・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ(禁技など)	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方(ゴールの運搬や固定の仕方等)、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・器具用具の点検 ・備品整理
・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康(3年)			・感染症の予防(3年)		
・塗装時の換気と事故防止の指導	・電気機器の安全な使用方法の指導	・機器の定期点検の必要性和保守点検の指導	・漏電、感電、加熱及び短絡による事故防止の指導	・はんだづけにおける火傷防止の指導	・備品の管理と点検の実施(台帳管理)
・調理実習における火気、包丁等の調理用具の安全で衛生的な扱いの指導	・エプロンや三角巾の着用と手洗いの励行による清潔・衛生の指導	・ミシンやアイロン等の安全な扱いに関する指導	・自然災害を含む家庭内事故防止や災害への備えなどの安全な住まい方の指導	・化学物質、一酸化炭素、カビ、ダニ等の室内空気の汚染防止などの指導	○施設・設備、備品の管理と点検の実施(台帳管理)
○調理実習における火気、包丁、食品などの適切な管理の実施	○廃棄物や残菜の適切な処理の実施	○施設・設備、備品の管理と点検の実施			
●文化祭の準備と安全 ◎交通法規の意義と安全	●自分の健康チェック(・持久走大会と安全)	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	●自転車の安全で正しい乗り方 ◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	●施設の安全な利用 ◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●球技大会や3年生送る会での安全
◎部活動の安全とリーダーの役割 ●文化祭の準備と安全	●自分の健康チェック(・持久走大会と安全)	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●球技大会や3年生送る会での安全
◎交通事故の原因と事故の特性	●自分の健康チェック(・持久走大会と安全)	●冬休みの生活設計と安全 ●火気の注意 ◎災害への備えと協力(地域の一員として)	◎交通事故の加害と被害 ●ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ●けがの発生状況とその防止	●1年間の反省 ●球技大会や3年生送る会での安全 ●学校、教室環境の整備修繕(奉仕活動)
・文化祭 ・市総体壮行会 ・文化祭	・市駅伝大会壮行会 ・持久走大会		・ボランティア活動などの社会参加 ・防災訓練と防災学習	・生徒会総会 ・自然教室	・球技大会 ・3年生を送る会 ・卒業式
		・冬季に多い傷害予防指導			
・文化祭の準備と安全	・携帯電話・パソコンの安全な使いかた	・避難時の約束について	・自転車の正しい乗り方と危険防止	・施設・設備等の安全な使い方について	・1年間の人的管理の評価と反省
・学校環境の安全点検及び整備(体育館)	・避難経路の確認 ・防災設備、用具の点検整備	・避難所として開放する場所の点検	・学校環境の安全点検及び整備(通学路)	・学校環境の安全点検及び整備(備品)	・1年間の学校環境安全点検の評価と反省
・地域学校安全委員会(学校保健委員会) ・校内の点検	・通学路点検 ・自転車の安全な利用に関する研修(指導方法)	・地域防災訓練の啓発 ・年末年始の交通安全運動の啓発	・阪神・淡路大震災(17日)の想起と防災の啓発活動 ・応急手当と緊急時校内連絡体制	・地域学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域交通安全パトロール ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

2 避難訓練の指導例

(1) 学級活動(ホームルーム活動)における指導展開例

① 授業中に地震が発生したとき

主 題 名	普通教室で地震が発生したとき	
主題設定の理由	普通教室で授業中に地震が発生したとき、児童等は自分勝手な行動をとったり、教室全体がパニックに陥ったりすることが考えられる。このようなことを防ぎ、地震に対して適切に対処し、自らの命を守り抜くために主体的に行動できる態度や能力を身に付けさせることを目的として、本主題を設定した。	
指導のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に起こる現象と集団行動の大切さを理解させる。 ・初期激震期の適切な対処の方法について理解させる。 ・初期行動と避難行動の基本的な方法について理解させる。 	
指導事項	学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
大地震の様子	<p>1 地震発生時に起こる様々な現象について話し合う。</p> <p>(1) 阪沖・淡路大震災，東日本大震災等の映像データ</p> <p>(2) 児童等の体験作文</p> <p>(3) 大地震の話</p> <p>(4) 教室内の掲示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いたずらに恐怖心をかりたてるのではなく、地震の際、自らがとるべき行動を理解させる。 ・被害の状況や地震の実態等の資料は発達段階に即した理解しやすいものを使用する。
地震発生時の行動	<p>2 教室内で被震したときの初期行動について話し合う。</p> <p>(1) 教室内の危険とその対処について話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机の下にもぐり，机の脚をつかむ。 ・窓際から中央へ移動する。 ・座布団，カバン等で頭を覆う。 ・大きな揺れは長くても2分以内である。 <p>(2) 避難行動について話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口を確保し，窓を開ける。 ・指導者の指示により，慌てず行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本となる行動や態度について理解させる。 ・使用している教室内の落下物や倒壊による危険物を，チェックさせる。 ・初期行動の具体的方法を話し合わせる。 ・集団行動の大切さを理解させる。 ・避難経路での危険や避難行動中の留意点について話し合い，まとめさせる。
評 価	<p>1 児童生徒等一人ひとりが実際に地震を想定し，地震の恐ろしさと集団行動の大切さを理解できたか。</p> <p>2 基本的な初期行動と避難行動を理解できたか。</p>	

1 予想される状況

下に示した(1)～(7)は身体に危害を及ぼすであろうと予想される状況によって分類整理したものである。下記の事項を参考にし、普通教室、体育館など、児童生徒等が使用する可能性のある場所について、予想される危険な状況を調査し、整理しておくことよい。

また、学習に際しては、実際にその場所に行ったり、スライドを準備したりして、臨場感を持たせるとよい。

(1) 落下物による危険物

蛍光灯、時計、額縁、植木鉢、テレビ、スピーカー、天井材、壁、冷房機器

(2) 倒壊・転倒による危険物

戸棚、本棚、ロッカー、掃除用具入れ、オルガン、ピアノ、集団補聴器、OHP機器

(3) 落下倒壊による火災発生の恐れがある物(二次災害をまねく恐れがある物)

暖房器具、理科の薬品類、ガスコンロ、アルコールランプ、プロパンガス

(4) 転倒による危険物

実験時の薬品、ガス、暖房器具、アルコールランプ、プロパンガス、調理実習時の沸騰している湯、調理材料、学校給食施設関係器具用具

(5) ガス管の破裂、ガスコンロからの引火、爆発

(6) 移動による危険物、教卓、机、車椅子

(7) 不安や恐怖による心理的動揺からの混乱

2 初期行動・避難行動

- (1) 指導者の指示に忠実に従うこと。
- (2) 窓や壁際から離れること。
- (3) 身近にあるもので頭を守ること。
- (4) 「押さない」「慌てない」「騒がない」
- (5) 避難行動中は手には何も持たないこと。
- (6) 避難場所では、整列点呼後静かに待つこと

3 教職員の指示と行動

- (1) 児童等に対し、大きな声で対処すべき適切な指示をすること。
また、心の安定を図る言葉をかけて、児童等の掌握に努めること。
- (2) 火気は消火できる場合は、素早く消火すること。
- (3) 火気の消火ができない場合は、揺れが小さくなってから、第一行為として処理すること。
- (4) 配慮を要する児童生徒等に対して適切に指示し、行動すること。
- (5) 薬品の始末も、火気の場合と同様に処理すること。
- (6) 避難場所が安全か否か判断すること。

イ 休憩時間中に地震が発生したとき

主 題 名	休憩時間中に地震が発生したとき	
主題設定の理由	<p>児童等は、校内のあらゆる場所で活動しており、避難に際しては、個々の判断により行動することになり、大きな混乱が予想される。</p> <p>こうした事態を防止できるよう、地震発生時に自らの危険を予測し適切に対応できる実践力を育成するため、この主題を設定した。</p>	
指導のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示が徹底できない状況の中で、児童等自らが安全に行動できる方法を考えさせる。 ・日常の訓練をとおして、危険回避能力を身に付けさせる。 	
指 導 事 項	学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
<p>地震のしくみ</p> <p>各場所における避難行動</p> <p>避難場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震のしくみや被害の特徴について理解する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震について正しい知識を持つ (2) 地震の用語を理解する。 2 校内の危険箇所チェック表と見取り図を作成する。 3 休憩時に発生した時の適切な避難行動について話し合う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 普通教室の場合 (2) 特別教室・体育館の場合 (3) 廊下・階段・便所の場合 (4) 校舎外(運動場・中庭等)の場合 4 避難行動における注意点について話し合う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物から遠ざかる。 (2) 慌てず、騒がず、敏速に行動する。 (3) 頭部を保護しながら避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震のしくみを理解させ、的確な判断のもとに行動できる能力を身につけさせる。 ・児童等の発達段階に応じて指導する。 ・場所ごとに予想される危険を整理し、適切な避難方法について理解させる ・勝手な行動や不注意が大きな事故につながることを理解させる。 ・近くに教職員がいるときは、必ず教職員の指示に従うべきであることを理解させる。 ・放送設備が使用できない場合についての避難行動等についても指導しておく。
評 価	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震のしくみについて、正しく理解できたか。 2 各場所での予想される危険を理解できたか。 3 適切な避難行動について、理解できたか。 	

1 予想される状況

(1) 校舎内

- ① 蛍光灯，時計，窓ガラス等が割れたり，飛散したりすることがある。
- ② 教室，便所等のドアが開かなくなることがある。
- ③ 体育館では，蛍光灯，窓ガラス等の落下・飛散や運動器具の倒壊がおこることがある。
- ④ 廊下では，窓ガラスが飛散し，下足室では，下足ロッカーの倒壊，窓ガラスの飛散がおこることがある。
- ⑤ 理科室等の実験室では，薬品の落下によるガスの発生，発火が起こることがある。
- ⑥ 暖房器具の転倒などによって火災が発生することがある。
- ⑦ 調理室ではガス管の破裂やガスコンロからのガス漏れがおこることがある。

(2) 校舎外

- ① 建物付近では，窓ガラスの落下がおこることがある。
- ② 塀，バックネット，遊具等の倒壊がおこることがある。
- ③ 立地条件によっては，地割れ，浸水。崖崩れ等がおこることがある。
- ④ 埋立地や軟弱な地盤にある学校では，液状化現象により，泥水が噴き出したり，地割れが生じたりすることもある。
- ⑤ 運動場が地域の避難場所に指定されている場合，保護者，避難してきた住民などにより混乱がおこることがある。

2 初期行動・避難行動

- (1) 校内放送，その他教職員の通報を静かに最後まで聞き，指示に従うこと。
- (2) 体育館では，落下物や運動器具の倒壊に注意し，中央部に集まり，天井部分等の損壊状況により，速やかに出口に移動すること。
- (3) 運動場では，速やかに中央部に集合し，指示を待つこと。
- (4) 校舎と校舎の間では，落下物に注意して運動場，広い空き地に移動すること。
- (5) 校外に出たり，校舎内に戻ったりしないこと。

3 教職員の指示と行動

- (1) 放送（使用できない場合は，ハンドマイク，メガホン）で避難場所及び避難方法を大きな声で適切に指示すること。
- (2) できるだけ早く分担した教室（校舎）等に直行し，児童等を掌握し避難・誘導すること。
- (3) 負傷者の有無を確認すること。

ウ 登下校中に地震が発生したとき

主 題 名	登 下 校 中 に 地 震 が 発 生 し た と き	
主題設定の理由	登下校中に地震が発生したとき，児童等はそのまま登校するのか，家へ帰るのか，または避難場所へ行くのかを的確に判断し，安全を確保しながら迅速な避難行動をとらなければならない。このような能力を身に付けさせることを目的として，本主題を設定した。	
指導のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の危険が予測できる能力を身に付けさせる。 ・通学路の危険に適切に対処する能力を身に付けさせる。 ・地震に遭遇した場所から安全な場所まで，主体的に行動できる能力を身につけさせる。 	
指 導 事 項	学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
危険予測	<p>1 登下校中で地震が発生したときの危険予測について，具体的な場所を想定して，話し合う。</p> <p>(1) 落下物があったり，建物が倒壊したりしている場合</p> <p>(2) 道路の陥没，亀裂等が発生している場合</p> <p>(3) 通学路上で火災が発生している場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・写真，ハザードマップ，イラスト等の資料を活用するとともに，可能な限り現地へ出向かせる。
安全行動	<p>2 危険場所での対処法を考える。</p> <p>(1) 低い姿勢で頭部を覆う。</p> <p>(2) 倒壊・火災現場から遠ざかる。</p> <p>(3) 2次災害の危険を推察する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なもので頭部等を守る方法を考えさせる。 ・単独行動は，危険であることに気づかせる。
避難場所・経路	<p>3 危険があるときは，どこへ避難すべきべきか話し合う。</p> <p>(1) より高い場所・公園</p> <p>(2) 校内の運動場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の広さ・位置や，避難場所までの経路について話し合わせる。
家族での確認	<p>4 避難経路について話し合う。</p> <p>(1) 落下物や倒壊物</p> <p>(2) 道の広さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地図等により避難場所や経路について，具体的に確認させる。
評価	<p>○ 具体的な想定場所での危険予測，安全な避難行動や避難場所及び避難経路を考えることができたか。</p>	

登下校中，児童等は指導者が不在のため，どうしてよいか迷ったり，デマ等に惑わされたりして危険な行動をとることが多分に予想され，パニック等のきっかけとなることがある。

したがって，地震に遭遇した場合の安全な行動の方法については，時間をかけて指導しておかなければならない。

登下校中に，地震にあった場合は，よく周囲の状況を確認して，倒壊物，窓ガラス等の落下物に注意しながら，素早く安全な広い場所に避難する。急斜面は余震により崩壊する恐れがあるため，できるだけ近づかない。

また，広い場所にいるときは，慌てて行動しないことが大切である。

1 予想される状況

- (1) 建物，塀，煙突，電柱が倒れたり，電線が垂れ下がることがある。
- (2) 窓ガラス，瓦，建物の外壁，看板等が落下したり飛散したりすることがある。
- (3) 橋，歩道橋が破損したり，落下したりすることがある。
- (4) 道路が地割れしたり，都市ガスやプロパンガスが漏れたりすることがある。
- (5) 沿岸地域では，津波，山間部では崖崩れ，山津波が発生することがある。
- (6) 埋立地，地盤が軟弱な場所では，液状化現象が発生することがある。
- (7) 電車やバスは脱線，転覆することがある。

2 初期行動・避難行動

- (1) ランドセル，カバンなどを頭にのせ，ガラスなどの飛散物，落下物から身を守ること。
- (2) 海岸，川岸，崖下から早く遠ざかること。
- (3) 乗り物に乗車中は，運転手等関係者の指示に従うこと。
- (4) ブロック塀から遠ざかること。
- (5) ガソリンスタンドや薬品工場から遠ざかること。

3 安否確認方法

たとえば，通学路上に児童等と学校，保護者により確認した公園等の避難場所を設定しておくこと，教職員，保護者の巡回による児童等の確認が容易である。

- (1) 登下校中に地震に遭遇した場合は，原則的には学校，通学路上の避難場所，家庭の三つの中で，距離的，時間的に最も近いところに避難するなどの指導をしておくこと。
- (2) 保護者が不在の場合も考えられるので，その対応についても指導しておくことが必要である。
- (3) 災害伝言ダイヤル「171」を活用する。

(2) 避難訓練の指導展開例

ア 実施日 平成〇年〇月〇日 () 午後〇〇時～

イ 災害の想定 午後〇〇時に強い地震が発生し、二次災害として〇〇〇より出火。

ウ ねらい

- ① 地震、火災発生時の基本行動を理解し、的確に対処できる態度や能力を身に付ける。
- ② 教職員の指示を最後までしっかり聞き、安全に避難できるようにする。

エ 指導内容

- ① 事前指導 (学級活動, ホームルーム活動 15分～20分の取り扱い)

内 容	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 避難訓練の予告 ◎ 非常ベルが鳴ったり、緊急放送があったりした場合の行動の仕方等について話し合わせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の確認 ・集合場所 ・行動の仕方 ◎ 地震発生時の基本行動様式について説明し確認させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・机の下に潜る。 ・火を使っている場合は直ちに消火する。 ・出入口の確保をする。 ・頭部を保護し、索早く避難する。 ・避難する場合は、「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」を徹底する。 ・火災が発生している場合は、鼻、口をハンカチ等で覆う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 過去の避難訓練を振り返り、問題点について点検させる。 ◎ 地震発生時の行動について話し合わせる。 ◎ 緊急地震速報が流れたときの対応についても確認する。 ◎ 地震の危険度や二次災害としての火災発生等について理解させる。 ◎ 教職員の姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ・毅然とした態度で基本行動の重要性について説明する。

※児童生徒等に、緊急地震速報のしくみと有効性を確認するとともに、緊急地震速報が流れてからの避難訓練を実施する。

② 避難訓練（強震＋津波を想定した内容）

内 容	教師の指示・措置	留 意 点
<p>◎緊急地震速報 発令</p> <p>◎地震発生</p>	<p>◎ 緊急地震速報が受信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地震発生。すぐに机の下に潜れ」 ・「頭を守れ」 <p>◎ 指示例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大丈夫か、静かに、落ち着け。」 ・「外へ出るな」 ・「机の下へ潜れ」 ・「座布団をかぶれ」 	<p>※緊急地震速報の設置されている学校においては、緊急地震速報を活用する。</p> <p>◎ 大声で明確に指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈着、冷静に指示し、児童等の行動を掌握する。 ・頭部の安全を図らせる。 ・窓際、ロッカー付近の児童生徒等は頭部を反対方向に向けさせ、離れさせる。
<p>◎避難・誘導</p>	<p>◎ 指示後の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火の始末。電源を切る。ガスの元栓を閉める。 ・窓やドアを開け、出口の確保をする。 <p>◎ 校内放送の避難指示に従い、避難を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「落ち着いて机の下から出なさい。」 ・「大丈夫ですか。けがをした人はいませんか。」 ・「今から避難しますので、並んで先生の後ろについてきなさい。」 	<p>◎ 小学校低学年の場合は、指示と心の安定を図るための言葉がけをする。</p> <p>◎ 避難方法、避難場所を明確に指示する。</p> <p>◎ 負傷者がいないか、確認する。</p> <p>◎ 隣接学級と協力しながら安全に避難させる。</p>
<p>◎人員確認</p>	<p>◎ 「〇年〇組はここに並びなさい。静かに座って指示を待ちなさい。」</p> <p>◎ 本部の次の行動指示があるまで待機する。</p>	<p>◎ 児童生徒等を落ち着かせ、素早く人員確認をし、学年でまとめて、本部に報告する。負傷者のある場合は併せて報告する。</p>

③ 事後指導（学級活動，ホームルーム活動 15分～20分の取り扱い）

内 容	留 意 点
<p>◎ 自教室に戻り，避難訓練実施後の内容について話し合わせる。（自己点検カード等の活用）</p> <p>◎ 指示どおりできなかった内容，問題となる行動などについて確認し，練習の機会を設定する。</p>	<p>◎ 児童等の反省点，意見，感想などをまとめる。</p>

（3）評 価

訓練実施後，以下の内容について評価し，不備な点については改善を図ることが大切である。

- ① 避難訓練の目的が理解でき，児童等一人一人が真剣な態度で適切な行動がとれたか。
- ② 基本的な行動の仕方が理解でき，統一的行動がとれたか。
- ③ その他の評価の視点
 - ア 本部からの指示内容が正確に，迅速に伝わったか。
 - イ 避難経路は適切であったか。
 - ウ 避難の誘導は適切であったか。
 - エ 避難集合場所での整列，人員確保，報告などが正確にできたか。

大地震のときの心得

- **テーブルや机の下に身をかくし あわてて外へ飛び出さな**
家のなかにいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外に飛び出さない。
- **大地震1分過ぎたらまず安心**
地震の揺れは長くても1分過ぎたらおさまる。火の始末はやけどをしないように落ち着いておこなう。
- **テレビやラジオをつけて 地震の情報を**
地震が起きたら、テレビやラジオをつけて気象台等が発表する津波警報・注意報や地震・津波に関する情報を入手する。
- **海岸でグラツときたら 高台へ**
海岸にいるときに大きな揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたら、津波の恐れがあるので直ちに高台へ避難する。
- **近づくな 自動販売機やビルのそば**
野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意する。
- **気をつけよ 山崩れと崖崩れ**
切り立った崖のそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、崖崩れの恐れがあるので注意する。
- **避難は徒歩で 荷物は最小限に**
車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難する。
- **余震が起きてもあわてずに 正しい情報に従って行動を**
大地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意する。また、災害時には、未確認の情報がデマとなり混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにする。
- **不意の地震に、日頃の用意**
地震は突然襲ってくる。常日頃から避難方法・場所や医療機関などを確認しておく。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品を普段から用意し点検しておく。



津波に対する心得

1. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難。
2. 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときには、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難。
3. 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手。
4. 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
5. 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。



4 緊急地震速報（警報）について

気象庁は平成19年10月1日から、緊急地震速報（警報）の発表を開始しました。緊急地震速報（警報）の発表条件・内容については次の通りです。

（1）緊急地震速報（警報）を発表する条件

- ・地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合に発表する。

（2）緊急地震速報（警報）の内容

- ・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- ・強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名（全国を約200地域に分割）

（3）緊急地震速報を活用した避難訓練

地震はいつ起きるか分からないことから、どのような場所において強い揺れにあうかもわかりません。緊急地震速報は、地震の発生後、強く揺れる前に揺れが来ることを伝えることを目標とする情報ですが、速報が発表されてから対象となる地域が強く揺れるまではわずかな時間（数秒～数十秒）しかありません。

しかし、そのわずかな時間を有効に使うことで地震の揺れから身を守ることができます。そのためには、地震が発生した場所や状況に合わせてあわてずに行動する必要があります。あわてずに身を守る行動を起こすためには、その場その時に合わせてどのような行動を取るべきかをあらかじめ知り、行動している自分を想像しておくことが大切です。また、その想像をもとに実際に行動をとり経験、つまり緊急地震速報を活用した避難訓練を繰り返し実施することが重要です。

なお、緊急地震速報が発表されたことが即座にわかるよう、テレビやラジオ、携帯電話などでは、専用の音（報知音）と共に緊急地震速報を知らせています。テレビやラジオなどでの放送内容や携帯電話で着信した内容を確認していると、強い揺れへの備えが遅れてしまいますが、この報知音を覚えておくことで、緊急地震速報が発表されたときに、とっさに身を守る行動がとれるようになり、緊急地震速報をより有効に利用できるようになります。

報知音の主なものには、テレビやラジオ、防災行政無線、受信端末などで使用されている「チャイム音」と、携帯電話会社（NTT ドコモ、au（KDDI）、ソフトバンク）共通の専用の「ブザー音」があります。「チャイム音」はNHKが、「ブザー音」はNTT ドコモが、緊急地震速報に確実に気づいてもらうために開発したもので、それぞれ、NHKとNTT ドコモのホームページで試聴することができます。

（4）津波警報の改善について

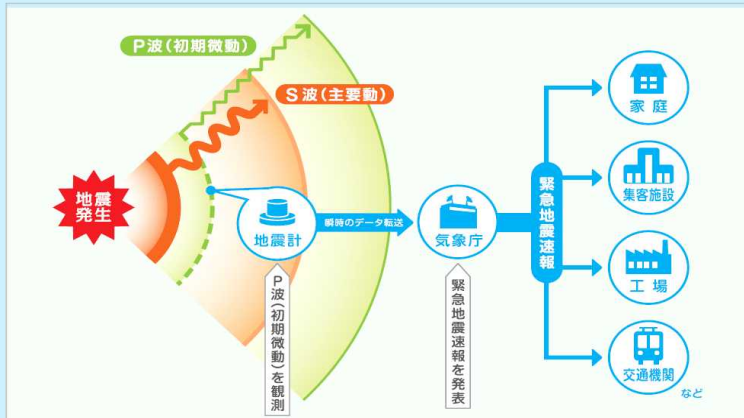
気象庁では、平成23年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報・注意報の発表方法や表現を変更し、平成25年3月7日から新しい津波警報の運用を開始しました。

新しい津波警報では、マグニチュード8を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促します。「巨大」という言葉を使った大津波警報で、非常事態であることを伝えます。巨大地震が発生した場合は、最初の津波警報（第一報）では、予想される津波の高さを、「巨大」、「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝えます。

「巨大」という言葉で大津波警報が発表された時は、東日本大震災クラスの非常事態であるため、ただちにできる限り高いところへ避難してください。

気象庁HP掲載資料より

緊急地震速報のしくみ



- 震源近くで地震波 (P波、初期微動) をキャッチし、震源や規模、予想される揺れの強さ (震度) 等を自動計算
- 地震による強い揺れ (S波、主要動) が始まる前に素早くお知らせ
- 時間経過とともに精度がよくなる緊急地震速報 (予報) を繰り返し発表

緊急地震速報は、どうやって聞くことができるの？

<p>緊急地震速報 テレビ・ラジオ</p>	<p>携帯電話</p>	<p>防災行政無線</p>	<p>受信端末 など</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● テレビやラジオ※1を視聴している時に、報知音※2とともに放送されます 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急地震速報を受信し、報知音※2で知らせる携帯電話があります 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村※1の防災行政無線から報知音※2とともに放送されます 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受信端末※3などでは、気象庁が発表する警報や予報のほか、独自に個別地点の震度などを予想し、報知します

※1 準備の整った放送局や市町村 (全国瞬時警報システム (J-ALERT) を利用) から放送が開始されています
 ※2 緊急地震速報専用の報知音があります。音を覚えて、その音を聞いたらとっさに身を守る行動をとれるようにしておきましょう
 ※3 緊急地震速報を受信し、音声報知や機器の制御を行うための装置

緊急地震速報の音は、どういう時に鳴るの？

発表の基準

- 緊急地震速報は、地震により予想される震度が5弱を超えた時に発表され、テレビやラジオ、防災行政無線、携帯電話端末で報知音が鳴ります
- 受信端末などでは、利用者が独自に設定した基準を、予想される震度が超えた時に報知音が鳴ります

ご利用にあたって

- ★ 余震が多く発生している時など緊急地震速報を適切に発表できないことがあります。速報が発表される時にはどこかで地震が発生していますので、身を守る行動をとって強い揺れに備えて下さい
- ★ また、速報が発表されていなくても、地震の揺れを感じた時は身を守る行動をとって下さい

<ul style="list-style-type: none"> ● 震源に近い地域では速報の発表が強い揺れに間に合いません ● 速報の発表が遅れたり発表できないことがあります ● 予想する震度は±1程度の誤差を伴います 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震活動が活発なときなど、ほぼ同時に発生する複数の地震を区別できず、適切な内容で速報を発表できないことがあります
---	--

❖ **ご注意ください!** ❖

気象庁が、国民のみなさまに受信端末の設置を義務づけたたり、直接設置に伺ったりすることはありません!

● 緊急地震速報は、財団法人鉄道総合技術研究所と気象庁による共同技術開発と、独立行政法人防災科学技術研究所による技術開発の成果により可能となりました

<p>【お問い合わせ先】 気象庁 地震火山部管理課 〒100-8122 東京都千代田区大手町1丁目3番4号 電話: (03) 3212-8341 (代表) FAX: (03) 6689-2917 (耳の不自由な方向け) http://www.jma.go.jp/</p>	<p>詳しくは <input type="text" value="気象庁 緊急地震速報"/> <input type="button" value="検索"/></p>
---	--

このリーフレットは、印刷用の紙へリサイクルできます。

5 防災教育視聴覚教材等

(総合教育センター)

【徳島県視聴覚ライブラリー視聴覚教材一覧】

番号	題名	時間	対象	16ミリ・ビデオ・DVD
地震				
1	地震への備えが命を守る	21分	共通	DVD
2	津波から生き延びるために	15分	〃	〃
3	中央構造線活断層系と地震	90分	〃	〃
4	必須防災知識	80分	〃	〃
5	伝えていきたい防災力	23分	〃	〃
6	改訂版 大地震発生！	18分	〃	〃
7	3.11 東日本大震災から学ぶ津波・命を守る心構え	20分	〃	〃
8	もし今、地震が起きたら	19分	〃	〃
9	20世紀日本大災害の記録 地震噴火編	180分	〃	〃
10	地球は生きている	29分	〃	ビデオ
11	地震と災害	20分	〃	〃
12	大地のつくりと変化	20分	〃	〃
13	大地が動く ～地震が起こるしくみ～	20分	少年	〃
14	地震	30分	共通	〃
15	あなたを守る知恵と行動	25分	〃	〃
16	本気で地震対策していますか	15分	〃	〃
17	地震防災待ったなし！	21分	〃	〃
18	激震の記録①	48分	〃	〃
19	激震の記録②	45分	〃	〃
20	残された日記	56分	〃	〃
21	稲むらの火	16分	〃	〃
22	とつとこハム太郎の大事だ!!防災訓練	13分	少年	〃
23	子ども放送局ニュース, レッオプンザドアー！等	50分	少年	〃
24	寄り合い防災講座 住宅・建築物の耐震化	90分	共通	〃
25	寄り合い防災講座 南海地震の特徴	90分	〃	〃
26	南海地震の再来	90分	〃	〃
27	火山	60分	〃	〃
28	地震予知への道	27分	共通	16ミリ
29	地震の波・山の生い立ちを知る	10分	〃	〃
30	マグニチュード7.9 地震予知の科学	27分	〃	〃
31	地震とぼくたち	20分	少年	〃
32	地震の知識と対策	31分	共通	〃
33	大地震 ～マグニチュードの証言～	19分	〃	〃

【徳島県視聴覚ライブラリー視聴覚教材一覧】

番号	題 名	時 間	対 象	16ミリ・ビデオ・DVD
34	地震予知	30分	〃	〃
35	阪神大震災	30分	〃	〃
36	大地震が学校をおそった	20分	少 年	〃
37	地震!!あなたは どうする	21分	共 通	〃
38	口口とモモのじしんとかじのおはなし	18分	少 年	〃
39	地震!!あなたが できること	21分	〃	〃
40	トンクルピーのじしんようじん	11分	〃	〃
台 風 (水害)				
1	DVD理科データベース access④	26分	共 通	DVD
2	20世紀日本大災害の記録 台風	180分	〃	〃
3	地球は生きている	29分	〃	ビデオ
4	やってみよう何でも実験①	51分	少 年	〃
5	天気の変り方とその予想	20分	共 通	〃
6	徳島県で発生した土砂災害について	90分	〃	〃
7	川と私たち	26分	〃	16ミリ
8	日本の気候と自然のようす	20分	少 年	〃
9	天気の変化シリーズ ～台風～	24分	共 通	〃
火 災				
1	消防官	24分	共 通	DVD
2	十六地蔵物語	26分	〃	ビデオ
3	今一度、火の用心	20分	〃	〃
4	煙火災と有毒ガス	20分	〃	16ミリ
5	しまじろうの消防隊	10分	少 年	〃
6	ドラマでわかる初期対応	26分	共 通	〃
7	口口とモモのじしんとかじのおはなし	18分	少 年	〃
8	地震とぼくたち	20分		〃

【徳島県視聴覚ライブラリー視聴覚教材一覧】

番号	題 名	時 間	対 象	16ミリ・ビデオ・DVD
一 般 (救急)				
1	救急救命士	24分	共 通	DVD
2	知っておきたい子どもの安全と応急処置	33分	〃	〃
3	応急手当	22分	〃	ビデオ
4	応急手当の基本1	32分	〃	〃
5	応急手当の基本2	27分	〃	〃
6	交通事故のファーストエイド [®] 知ってほしい応急手当	17分	〃	〃
7	応急処置1	25分	〃	〃
8	応急処置2	25分	〃	〃
9	応急手当と意義の手順	12分	〃	〃
10	創傷とその処置・止血法	10分	〃	〃
11	乳幼児の病気と事故	20分	〃	〃
12	これだけは知っておきたい応急手当	20分	〃	〃
13	やけどの手当て	11分	〃	〃
14	包帯法	13分	〃	〃
15	きずの手当て	11分	〃	〃
16	意識がない場合の手当て	12分	〃	〃
17	応急処置	18分	〃	〃
18	家庭の事故と救急処置	28分	〃	16ミリ
19	救急看護1	10分	〃	〃
20	救急処置	24分	少 年	〃
21	家庭の応急手当 いざというときのために	27分	共 通	〃
22	救命 応急手当	23分	〃	〃

※問い合わせ 徳島県視聴覚ライブラリー TEL088-672-5461

板野郡板野町犬伏東谷1-7 (県立総合教育センター内)

貸し出しビデオ等一覧（ジャンル別）

県立防災センター

番号	ジャンル	タイトル	映像の時間	映像の内容
			作成年	
1	地震	20世紀日本の地震災害	40分	20世紀に日本を襲った数々の大地震や津波などの災害の映像記録。
			1995年	
2	地震	阪神・淡路大震災 創造的復興10年の歩み ～共に生きる社会をめざして～	25分	阪神・淡路大震災からの復興10年の記録。参画と協働の”創造的市民社会”づくりを発信する。
			2005年	
3	地震	その時、あなたは どうする！ 緊急地震速報のしくみと心得	10分	平成19年10月から運用を開始する緊急地震速報のしくみや、緊急地震速報を見聞きしたときの対応を状況ごとに解説する。
			2007年	
4	地震	東海・東南海・南海地震の連動性評価研究		東海・東南海・南海地震が連動して地震が発生したときのメカニズムを詳しく解説。
			2009年	
5	地震	あなたの街を襲う大地震 検証・震度6弱・被害軽減・駿河湾の地震	22分	防災対策が減災につながった例や、東海・東南海・南海地震が同時発生した時の規模やメカニズムをCGや3D映像を交え、紹介。
			2010年	
6	地震	【中学校指導用教材】地震防災ビデオ 大地震に備える	25分	地震を感じた時にどうすればよいか。中学校向けに、地震防災や、防災訓練を行っている学校の事例を紹介。
			2009年	
7	地震	【小学校指導用教材】地震防災ビデオ 大地じしんから命を守ろう	20分	地震時の避難行動を「学校で」「街や家で」と場面別に紹介。また、避難訓練を実施している学校の取り組みや避難行動例を紹介。
			2009年	
8	地震	【中・高等学校指導用教材】地震防災DVD 大地震と津波に備える	24分	大地震や津波が起こったときに、どう行動すればよいか。さまざまなケーススタディーとNHKの資料映像を用いて、必要な行動や備えについて分かりやすく紹介。
			2012年	
9	地震	【小学校指導用教材】地震防災DVD 地震と津波から命を守る	21分	大地震や津波が起こったときに、どう行動すればよいか。さまざまなケーススタディーとNHKの資料映像を用いて、必要な行動や備えについて分かりやすく紹介。
			2012年	
10	地震	大地震発生！ ～大切な命を守るために～	22分	地震被災者からの体験談から、耐震補強や転倒防止のポイント、自主防災組織の意義や活動など、本当に学ぶべき教訓を探る。
			2007年	
11	地震	これから起こりうる大規模災害に備える ～東日本大震災をひまえて～ (片田 敏孝)	22分	片田 敏孝教授（群馬大学大学院工学研究科）の講演記録。（H23.6.18開催）
			2011年	
12	地震	語り継ぐ・昭和南海地震 (防災教育チャレンジプラン)	DISK1:63分29秒 DISK2:56分46秒	昭和南海地震の体験談 (西の地防災さずな会・徳島文理大学・徳島大学と連携)
			2010年	
13	地震	平成19年度 四国防災トップセミナー 大規模地震・津波対策～災害時発生後の 応急対策を考える～	ダイジェスト 17分30秒 基調講演 約1時間 意見交換会 約2時間25分	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「東南海・南海地震に備える-住民と築く災害に強い地域社会-」 ・意見交換会「大規模地震・津波対策～災害発生後の応急対策を考える～」
			2007年	
14	地震・津波	津波から命を守るために！	17分	津波実験をとおしてその威力をわかりやすく解説。
			2004年	
15	地震・津波	鵜津波体験者座談会 恐怖の大津波	1時間 12分	1946年の昭和南海地震による津波、1960年のチリ地震津波により被害を受けた、阿南市橘町鵜地区の津波体験者による座談会。
			2006年	

貸し出しビデオ等一覧（ジャンル別）

県立防災センター

番号	ジャンル	タイトル	映像の時間	映像の内容
			作成年	
16	地震・津波	あの惨状を忘れない・・・ 昭和南海地震聞き取り調査（牟岐町 海陽町）	2時間	1946年に発生した昭和南海地震による津波被害（牟岐町・海陽町）の様子を体験者たちが語る。
17	地震・津波	津波から生き延びるために 知る・行動する	15分	津波を起こす地震の条件や津波の特徴についての解説と、津波のサインを察知し、適切に避難するための知識。
			2010年	
18	地震・津波	津波襲来 その一瞬が生死を分ける	22分	津波にまつわる誤解の解説や、避難できない人間の心理、津波防災の実践を紹介していく。
			2007年	
19	地震・津波	スマトラ島沖地震と大津波 －バンダアチエの被害に学ぶ－	16分	2004年インドネシア スマトラ島沖地震での地震を元に、津波の原理、バンダアチエを襲った津波の被害を学ぶ。
			2005年以降	
20	地震・津波	東日本大震災 宮城	160分	東日本大震災後の宮城県の街並みの映像と住民のインタビュー
			2011年	
21	防災	地震だ！その時どうする？ 自分を守り、みんなで助け合おう。	18分	・地震や津波はなぜ起きるのか？・地震が起きたときの行動（屋内、外）・地域の助け合いの重要性・地震への備え・消火、応急手当の方法
22	防災	防災のまちづくりフォーラム (平成19年12月1日開催) 主催：西部総合県民局		新潟県長岡市役所復興管理官（旧越路町長）の講演と、地域防災関係代表者、地域住民による意見交換会の記録。
23	防災	防災士スキルアップシリーズ1 結索の基本 命を結ぶロープワーク	26分	ロープ結索の基本 本結び・半結び・二重つなぎ・巻き結び・二回り二結び・もやい結び・二重もやい結び・三重もやい結び
			2006年	
24	防災	中学・高校・一般向け（解説書付き） 日本に住むなら知っておこう災害 自分の命を守るために	各編10～20分	基本編、地震・津波編、台風・豪雨編（洪水・高潮・高波）、土砂災害編、火山編に分かれており、それぞれを分かりやすく解説。
			2006年	
25	防災	小学校高学年向け 日本に住むなら知っておこうさい害 自分の命を守るために	各編20分	基本編、地震・津波編、台風・豪雨編（洪水・高潮）、台風・豪雨編（土砂災害）、火山編に分け、高学年向けに解説。
			2005年	
26	防災	小学校低学年向け 日本に住むなら知っておこうさい害 自分の命を守るために	各編20分	基本編、地震・津波編、台風・豪雨編（洪水・高潮）、台風・豪雨編（土砂災害）、火山編に分け、低学年向けに解説。
			2005年	
27	防災	今すぐできる！家庭防災 一家具の転倒防止対策－ ふせごう	21分	地震による家具や家電の転倒・落下を防止するための具体的な方法や、器具の選び方などを解説。クイズや震災に備えての心構えも収録。
			2009年	
28	防災	NHK防災企画レポート①	各回約5分	NHKで放送された徳島県内の防災の取組◆防災意識向上策◆橋の耐震化◆福祉施設の津波対策◆搬送にヘリ活用
			2003～2005	
29	防災	NHK防災企画レポート②	各回約5分	NHKで放送された徳島県内の防災の取組◆災害に民間活力を
			2005年	
30	防災	NHK防災企画レポート③	各回約5分	NHKで放送された徳島県内の防災の取組◆急傾斜地に避難路◆連携強化で情報収集◆揺れの特性を調査◆事前復興を考える◆防災意識を実行に◆自主防災組織作り◆耐震診断を進める
			2006年 2007年	

貸し出しビデオ等一覧（ジャンル別）

県立防災センター

番号	ジャンル	タイトル	映像の時間	映像の内容
			作成年	
31	防災	NHK防災企画レポート④	各回約5分	NHKで放送された徳島県内の防災の取組◆中小企業の企業防災◆災害用LED照明◆LPガスの安全対策◆学校の空きスペースに物資備蓄◆電気の早期復旧◆住民参加の防災訓練
			2008年	
32	防災	NHK防災企画レポート⑤	各回約5分	NHKで放送された徳島県内の防災の取組◆中学生の防災学習◆進まない学校耐震化◆防災観光マップ◆災害復興支援に影◆アマチュア無線の活用を◆企業防災◆防災教育
			2009年	
33	防災	ドラマで見る 災害時要援護者対策の進め方 (市町村職員向け)	約28分	災害が起きたとき、高齢者や障害者等の避難を支援するための市町村の取組方について、解説。内閣府作成。
			2007年	
34	防災	地域で防災！ あなたが力 みんなが力	24分	減災の基盤となる「自助：自分の身は自分で守る」「共助：地域での助け合い」の大切さをわかりやすく紹介。
			2008年	
35	防災	がんばってます！自主防災 地域の力で減災	25分	・最近、重要視されている自主防災組織とは？ ・過去の災害で自主防災組織が力を発揮した実例など
			2010年	
36	防災	阪神・淡路大震災から15年 伝えていきたい防災力	23分	阪神淡路大震災を検証するとともに、地震の正体やメカニズム、各地での地震を検証していく。
			2010年	
37	防災	地震に備えて 我が家の危機管理 【第1巻】日頃の対策と心構え	15分	建物の崩壊と家具の転倒防止や落下物から身を守る方法など日頃の対策と心構えを実例を通しわかりやすく解説。
38	防災	地震に備えて 我が家の危機管理 【第2巻】被災者の体験から学ぶ	15分	水の確保・トイレ・食糧・防災必需品など、被災者の体験を通し、「災害とその後」の対策を導き出していく。
39	防災	地震と住宅 地震からわが家を守ろう	28分10秒	耐震性のポイント・耐震診断の紹介・耐震改修計画・耐震改修工事など。
			2005年	
40	危険物	山のかなた	76分	原発震災の現実と直面し、原子力に依存しない暮らしを考える。 (ドキュメンタリー)
			2009年	
41	風水害	水害発生 その時！！ 一命を守る日頃の備えー	22分	集中豪雨などによる洪水・浸水や、土砂災害の前兆現象などについての紹介する。
			2006年	
42	風水害	避難してよかった 一犠牲者ゼロをめざしてー	約9分	土砂災害から命を守るための避難の成功例である垂水市のみなさんからのメッセージ。地域ぐるみの避難を呼びかけている。
43	救命	実践AEDマニュアル		人工呼吸とAEDの使い方を成人編と小児編に分けて解説。乳幼児の蘇生法も収録されている。
			2005年	
44	アニメ	ニャン太のおたんじょう日は火事さわぎ	11分	お誕生日にドーナツを揚げていたニャン太は、ポン助の電話にあわてて飛び出していった。
			不明	

貸し出しビデオ等一覧（ジャンル別）

県立防災センター

番号	ジャンル	タイトル	映像の時間	映像の内容
			作成年	
45	アニメ	こぎつねの消防隊	17分	いたずらな3匹のこぎつねが火の恐ろしさを子どもたちに教える。
			不明	
46	アニメ	ぼくは子象の消防隊	17分	子象のポンプ君を中心に森の動物たちが力をあわせて町や村や山の火事を防ぐ。
			不明	
47	アニメ	ハチ公物語	18分	たばこのポイ捨て。その1本が平和な家庭を一夜にして不幸にしてしまう。こんな事態を起さないために、日頃の防火訓練が役立つことをハチ公が教えてくれる。
			不明	
48	アニメ	阪神・淡路大震災 僕は、あの日を忘れない。 —いまできること、すぐできること、地震の備え—	24分	阪神・淡路大震災を教訓に、地震防災への関心と習慣が育つように分かりやすく被災体験談や家具固定方法、非常用品、身の守り方をアニメで教えてくれる。
			不明	
49	アニメ	じしんだ！！ミーちゃんのぼうさいくんれん	15分	主人公の大樹とミーちゃんが、“にゃんにゃん地震防災ランド”で地震がきたとき、どう行動するべきかを学んでいくストーリー。
			2006年	
50	アニメ	防災ナマズンの地震はかならずやってくる	20分	防災ナマズンが地震の知識や備えについて教えてくれる、また兄妹で、実際の地震の際にはどう行動するかを学ぶ。
			2011年	

問い合わせ先

県立防災人材育成センター

TEL 088-683-2100

○文部科学省等からは以下のような資料が各学校に配布されています。

番号	題 名	対 象	
1	小学生用防災教育教材CD 「災害から命を守るために」	小学生	文部科学省 平成20年3月
2	中学生用防災教育教材DVD 「災害から命を守るために」	中学生	文部科学省 平成21年3月
3	高校生用防災教育教材DVD 「災害から命を守るために」応急手当	高校生	文部科学省 平成22年3月
4	小学校教職員教職員研修用資料DVD 「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」	小学校教職員	文部科学省 平成21年3月
5	中学校・高等学校 教職員研修用資料DVD 「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」	中学校・高等学校 教職員	文部科学省 平成22年3月
6	自分の命は自分で守る ー津波災害への備えー	小・中学生	内閣府 平成25年2月
7	津波からにげる	小学生	気象庁 平成24年5月
8	津波からにげる（再掲） 津波に備える	小学生 中・高校生	気象庁 平成25年2月

6 防災教育体験学習の場

学 習 の 内 容	連 絡 先
<p>徳島県立防災人材育成センターを通じた防災学習</p> <p>1, 県立防災センター（北島町）での各種災害体験 《体験ツアー》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数から50人程度のグループ ・所要時間は60～90分 ①防災ガイダンス…南海地震発生の映像シミュレーション ②地震体験 …震度7までの揺れを再現し体験 ③消火体験 …消火器を用いた初期消火の模擬体験 ④煙体験 …煙の充満した暗い室内を避難 ⑤風雨体験 …真正面からの風速30メートル体験  <p>起震室での揺れからの自助体験</p> <p>2, 小中学校「まなぼうさい教室」による出前防災講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災センター職員が、学校に出向いて児童・生徒を対象とした授業や集会での防災講座を実施。 ・講座内容は、基礎講座（南海トラフの地震に関して）のほか、低学年向けの紙芝居や、中高生向けの災害ボランティアに関するもの等。 <p>※主に徳島県が平成21・22年に作成した「まなぼうさい」冊子資料（右図）収録のパワーポイント教材等を活用しての指導となります。</p>  <p>3, 地震体験車「防災すだちくん」での地震体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の震災の揺れの再現や最大震度7までの揺れを体感できる起震室（収容4人280kg）を備えた体験車。  <p>地域避難訓練での起震車活用</p>	<p>→徳島県立防災センター案内窓口へのツアー予約 TEL 088-683-2000</p>  <p>徳島県板野郡北島町鯛浜字大西 165 開館時間 / 9:00～17:00 休館日 / 月曜・第1火曜・年末年始</p> <p>※高校生以上は、救急救命体験（1時間程度から）も実施可能（要予約）</p> <p>※ツアーの前後に、防災センター職員の指導による児童・生徒を対象とした防災講座（30分～50分：要予約）も受講可能</p> <p>→防災人材育成センターへの申込み TEL 088-683-2100</p>  <p>小学生を対象とした防災授業</p> <p>→地元消防署へ申込み→ 防災人材育成センター</p> <p>※講習を受けた消防職員が機器の操作を行うため地元消防を通じての申込みが必要です。</p> <p>※学校と地域が連携した総合防災訓練や防災イベントでの配車が優先されます。</p> <p>※煙体験ハウスも同様の申込みとなります。</p> 

7 徳島県に残る災害に関する書籍

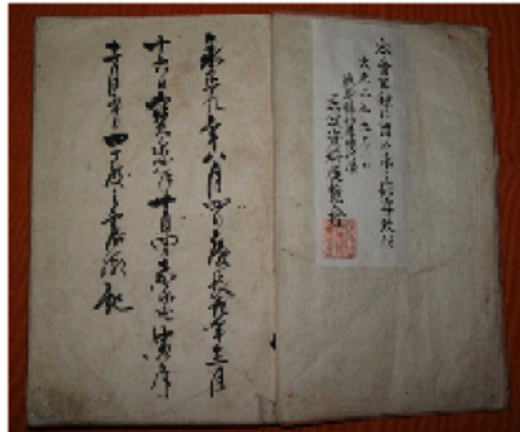
徳島県内には、過去の南海地震や他の災害等に関する各地の被害の様子を知ることができる古文書が残されています。ここでは、その一例として原本と近年現代語訳がなされた突喰（徳島県海部郡海陽町）に残る「震潮記」を紹介します。

南海地震・津波の古文書（徳島県海部郡海陽町突喰 田井家「震潮記」）

原本

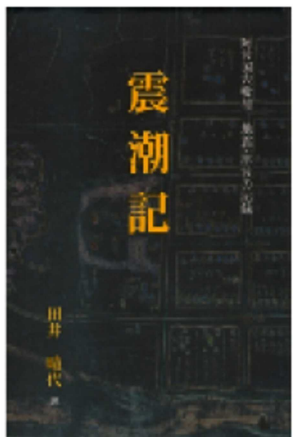


表紙



書き出し

現代語訳版



表紙

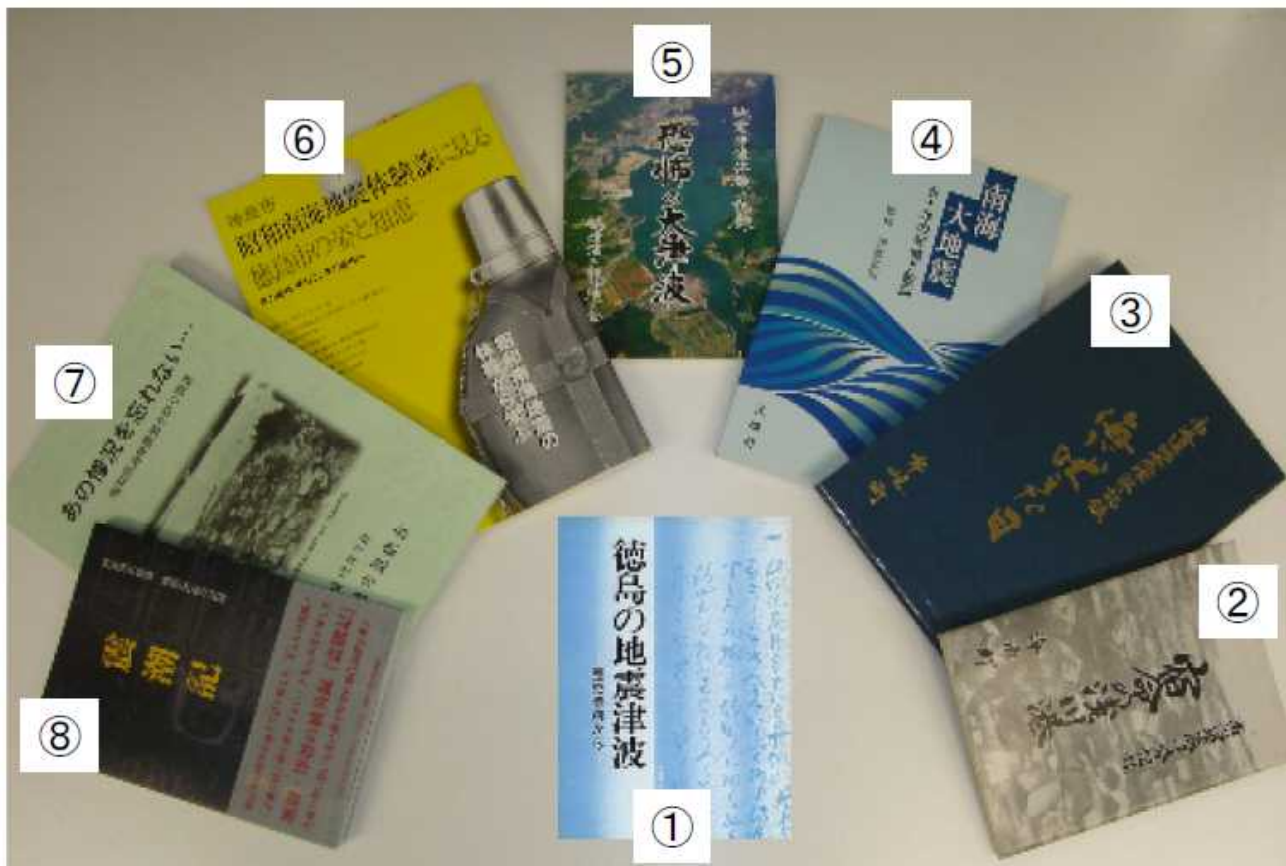


「震潮記」は、当地の元組頭庄屋 田井久左衛門宣辰(1802～1874)が、突喰を襲った安政南海地震・津波(1854.12.24)の当時の状況を克明に書き残した古文書です。特筆すべきは、この安政の津波に襲われた突喰の被害の様子を描いた「突喰浦荒凶面」が残されていることです。さらに、突喰各所の津波の浸水高や遡上した位置、液状化現象、この地震発生前日に発生した安政東海地震(1854.12.23)から約1年以上にわたる大小余震の発生回数なども克明に記録されています。また、突喰を襲ったそれ以前の地震・津波、すなわち永正(1512)、慶長(1605)および宝永(1707)の様相を記した旧寺などに残る記録の写しも入れられています。

安政の地震・津波から150年余りの月日を経た2007(平成19)年、田井晴代氏によりこの原本の現代語訳版が上梓され、地震・津波に対する防災教育・防災学習に資する優れた教材となっています。

次に、徳島県内で発刊された南海地震・津波の記録に関する主な出版物を下の写真に示します。徳島県では、これまでに南海地震・津波の記録の整理も精力的に行われてきました。①は、徳島の地震津波を歴史史料からまとめられた先駆書、②～⑧は、各地における昭和南海地震・津波の体験集、⑧は前頁で紹介した現代語訳版「震潮記」です。これらの書籍が出版された背景には、地域の悲惨な体験を後世に伝え残したいという思いがあります。

当時の被害の様子が見え、被災者の生の悲痛な声が聞こえてきます。



- ① 徳島市民双書・16「徳島の地震津波－歴史資料から－」，徳島市立図書館，1982年
- ② 南海地震津波の記録「宿命の浅川港」，海南町役場，1986年
- ③ 南海道地震津波の記録「海が吠えた日」，牟岐町教育委員会，1996年
- ④ 南海大地震「五十年の記憶と教訓」，徳島県海部郡穴喰町総務部，1996年
- ⑤ 地震津波体験の記録「恐怖の大津波」，鵜津波を語り継ぐ会，2003年
- ⑥ 徳島市「昭和南海地震体験談に見る徳島市の姿と知恵」，徳島市消防局，2003年
- ⑦ 「あの惨況を忘れない・・・」昭和南海地震聞き取り調査，徳島地方気象台，2006年
- ⑧ 阿波国穴喰浦地震・津波の記録「震潮記」，田井晴代，2006年

また、徳島県には災害に関する書籍として次のものがある。

- ・ 徳島県自然災害誌 徳島県
- ・ 生比奈ジェーン台風被害写真 勝浦町
- ・ 災害とたたかう台風17号記録 美馬市(旧穴吹町)
- ・ 地震・津波等災害記念碑拓本 災害記念碑の拓本を採る会
- ・ その他市町村史(誌)等に記述されているところもある。

資料「南海地震を知る 徳島県の地震・津波碑」徳島県より

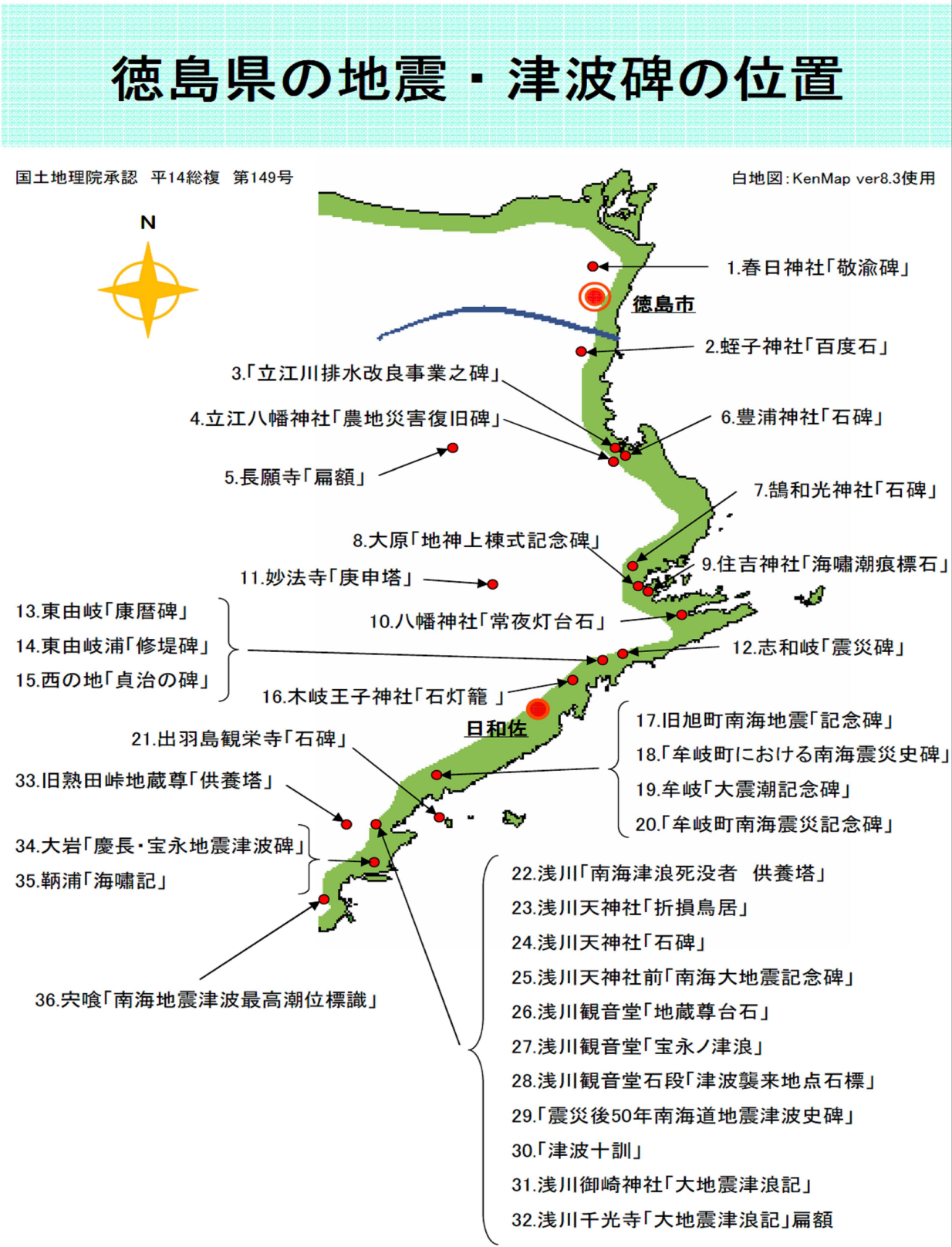
8 徳島県に残る地震・津波碑

東日本大震災では、東北地方に古くから伝えられている言葉「津波てんでんこ」の考え方によって、津波から命を守ることができた事例もありました。

徳島県にはこれまでも何度も地震・津波により大きな被害を受けましたが、そのときの様子を記した、多くの貴重な地震・津波碑が残されています。

(1) 徳島県の地震・津波碑の位置

「南海地震を知る 徳島県の地震・津波碑」徳島県より



春日神社「敬諭碑」

(1854年安政南海地震)

所在地 板野郡松茂町中喜来字牛飼野西ノ越30 春日神社境内
建立 安政3年(1856)



敬諭碑



中喜来春日神社



板野郡松茂町の国道11号沿いの春日神社境内に、敬諭碑は建っています。「敬諭」には「変をおろそかにしない」という意味があり、安政南海地震(1854.12.24)の様子が漢詩で刻まれています。「山は鳴り大地が揺れ、寺社や人家が多く倒れ、水が噴き出し(液状化現象)、火災も発生、津波により田や桑畑は海ようになった。恐ろしくあの世に陥るくらいの惨状である。さらに、厳しい寒さが骨身に沁み、寝具、食糧も無くて飢えていた。地震の翌日には、人々は疲れ果て、流言を流す者もいたが、被災者のために炊き出しを施す人もいた。余震は翌年になっても続いた。」などと刻まれています。

教訓 海岸近くに住む人は、南海地震が起きれば、地震の大きな揺れ、それに伴う液状化現象や火災の被害ばかりでなく、津波被害にも注意が必要です。このような悲惨な状況の中でも、共に助け合う共助の精神は今でも大切です。

蛭子神社「百度石」

(1854年安政南海地震)

所在地 徳島市南沖洲1-2 蛭子神社境内
建立 文久元年(1861)9月 移転 平成15年(2003)3月3日



百度石



蛭子神社



徳島市南沖洲の新しい蛭子神社境内に移転された百度石に、安政南海地震(1854.12.24)の様子が刻まれています。砂岩の劣化が激しく、現在では4面のうち2面は剥落しています。「大地震に驚いた人々は、竹藪に逃げ込んだ。津波が来ると騒いで、驚いて船で逃げようとして船が転覆し、命を失った人がいた。津波の際には絶対船に乗ってはいけません。また、家が倒壊し炬燵(こたつ)や竈(かまど)からの出火することも多かったので、そのような時には、冷静になって火を消すことも肝心である。百年が経つ頃にはこのような大地震が起きるので気を付けよ。」などと刻まれていました。

教訓 南海地震はおよそ100年周期で繰り返し起きています。大地震が起きた時には、冷静に火を消すこと。また、津波の際には、絶対に船に乗って避難してはいけません。

長願寺「扁額」

(1854年安政南海地震)

所在地 名東郡佐那河内村上字久保井101 長願寺
奉納 不詳



扁額

佐那河内村から神山町に抜ける新しいバイパスの近くに、新装なった長願寺があります。ここには、蜂須賀家の家老賀島家の大書院に使われていた戸板で作られた「扁額」に、安政南海地震(1854.12.24)の様子が記されています。それには、後世の人が忘れないように、「大地震で多くの家屋が倒壊、津波により海辺の家屋が流出、徳島城下や小松島では大火災が発生し、数千戸の家屋が焼失した。」などと記されています。



教訓 安政南海地震で、徳島県下で死者が最も多かったのは徳島市です。当時の徳島城周辺は人口が多く、家屋も集中しており、地震後に各所で発生した火災により、死者73名、負傷者131名を出しています。家屋が密集している地域では、地震時に火災への備えをおろそかにしてはなりません。

「立江川排水改良事業之碑」

(1946年昭和南海地震)

所在地 小松島市赤石町3番 立江川排水機場敷地内
建立 昭和53年(1978)6月吉日



前面



背面



小松島市赤石町の阿波赤石駅横の立江川排水機場敷地内に、昭和南海地震(1946.12.21)により地盤沈下が起き、そのために生じた塩水や雨水の冠水被害対策として行われた排水改良事業の碑が建てられています。

教訓 地震時の地盤沈下による大規模な農地冠水塩害対策には、排水機、樋門、排水路の整備等のハード対策も必要です。

立江八幡神社「農地災害復旧碑」

(1946年昭和南海地震)

所在地 小松島市立江町新開18 八幡神社境内

建立 昭和42年(1967)2月



農地災害復旧碑

小松島市立江町新開の八幡神社境内に、昭和南海地震(1946.12.21)後の農地災害復旧事業を後世に伝える「農地災害復旧碑」があります。「大地震に起因する地盤沈下により立江町の水田40町歩が、悪水の滞留のため不毛の地と化した。災害後、農地改良復旧事業として昭和27年3月に着工、総工費3,300万円の巨費を投じて昭和31年3月に竣工した。」などと刻まれています。

教訓 南海地震の発生により、地盤沈下が起き、冠水した水が長期間滞留、農地などに被害が出る場合があります。排水施設の整備も必要となります。



豊浦神社「石碑」

(1854年安政南海地震)

所在地 小松島市赤石町97 豊浦神社境内

建立 不詳



石碑

小松島市赤石町にある豊浦神社南入口の鳥居の右に、青石に達筆な文字で刻まれた安政南海地震(1854.12.24)の碑が建っています。「この地震による津波により、徳島県下でも多くの死者を出したが、豊浦近郊の村人は、小高いこの神社の庭に避難し、難を逃れたのは白樂天のおかげ。」と刻まれています。この神社の祭神の白樂天は、地元では、「はくろくさん」と呼ばれています。また、この地震時に白い鹿「白鹿(はくろく)」が現れ住民をこの境内に導き住民を助けたという言い伝えも残っています。



教訓 この神社は今では高所とは言えませんが、津波来襲の恐れが少しでもある時は、一刻も早く近くの高い所へ避難することが大切です。

鶺鴒 和光神社「石碑」

(1946年昭和南海地震、1960年千リ地震津波)

所在地 阿南市橘町青木 和光神社段脇

建立 平成4年(1992)10月10日

阿南市橘町青木にある和光神社の階段脇に、高さ3m余りの「津波碑」が平成4年に建てられました。この碑には、「鶺鴒地区ではおよそ100年毎に襲われた過去の地震津波の歴史が示され、平常時にそのことを心に留めるよう」戒めています。この碑には1946(昭和21)年の南海地震津波と1960(昭和35)年の千リ地震津波の浸水高が刻まれ、住民が常にその高さを実感できるようになっています。

教訓 V字型湾の湾奥部では、津波エネルギーが集中、大津波に襲われる危険性が高く、橘湾奥地区では宝永地震(1707.10.28)時の津波でも大被害を受けています。また、南海地震のような近地津波ばかりでなく、17,000kmも離れた千リ沖で発生した遠地津波でも被害の恐れがあることも知っておく必要があります。



和光神社



石碑



1946年 昭和南海地震津波潮位

1960年 千リ地震津波潮位

大原「地神上棟式記念碑」

(1946年昭和南海地震)

所在地 阿南市福井町大原116-1 大原集会所西

建立 昭和23年(1948)12月21日



地神上棟式記念碑



震災碑



阿南市福井町大原の国道55号線近くの大原集会所西に、昭和南海地震(1946.12.21)からちょうど2周年目に建てられ、当時の被害の様子を記した「地神上棟式記念碑」があります。そこには、「南海地震発生とともに大津波が福井村を襲い、海岸地の一帯が泥海になった。大原平野の田畑は砂礫で覆われてしまった。」などと刻まれています。

教訓 津波に襲われた田畑は、塩害を受けるばかりでなく、砂礫の堆積により長期間使用不可能となり、農業への被害は甚大です。また、沿岸域の湿地や河川は環境上も貴重で多様な生態系が育まれている場でもあり、環境保全面からも大津波による被害防止対策を急ぐことが必要です。

住吉神社「^{かいしやう}海嘯潮痕標石」

(1946年昭和南海地震)

所在地 阿南市福井町浜田162 住吉神社段脇
建立 不詳



海嘯潮痕標石



住吉神社



阿南市福井町浜田（旧後戸）の住吉神社の階段脇に、「海嘯潮痕標石」が建っています。ここには、「昭和21年(1946)12月21日の夜明けに大地震。大音響と共に津波が来襲、最初の波は、住吉神社の石段第6段目まで、一旦退き、間もなく再来、2番目の波は10段目まで。この大津波により、大戸、後戸、赤崎、大原、湊、大西、吉津、大宮、山下、宮宅まで泥海となった。津波は約半時間後に退いた。負傷者3名、家屋13棟、船10艘および家畜を流失、床上浸水197戸、衣食もほとんど流失、大変困った。」などと刻まれています。

教訓 津波は数回、長時間にわたり押し寄せます。必ずしも第1波が最大になるとは限らず、2波目や3波目が大きくなることもあるので注意が必要です。すなわち、高い所へ避難した後は、半日もしくは津波警報が解除されるまで、自宅へ物を取りに帰ったり、海の様子を見に行くなどの行為は禁物です。

八幡神社「常夜灯台石」

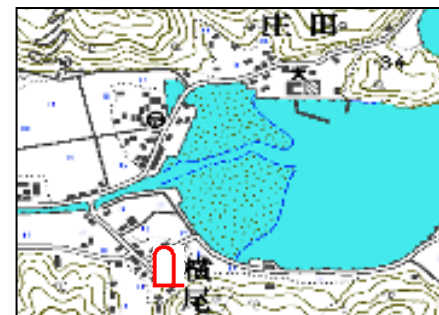
(1854年安政南海地震)

所在地 阿南市椿町浜1 八幡神社鳥居前
建立 安政3年3月8日(1856.4.12)



常夜灯

阿南市椿町浜（旧横尾）の八幡神社鳥居前にある2基の「常夜灯台石」に、安政南海地震（1854.12.24）時の津波来襲の様子が刻まれています。それによると、「安政南海地震の前日に起きた安政東海地震（1854.12.23）に伴う津波が堤防を越え、川筋の奥深くまで浸入した。翌日、午後4時頃の安政南海地震の大揺れが続くなか、午後6時頃に見上げるばかりの大津波が来襲、多くの家屋や田畑に被害を出したものの、老人・子供を素早く避難させたため幸い死者はなかった。」などと刻まれています。



教訓 幼児、高齢者、外国人など援護を要する者には、特に素早い避難補助ができる体制を整えておくこと。もちろん、事前に家族や地域で避難体制を十分整えておくことが大切です。

妙法寺「庚申塔」

(1854年安政南海地震)

所在地 那賀郡那賀町谷内下傍示94 妙法寺境内

建立 安政5年(1858)



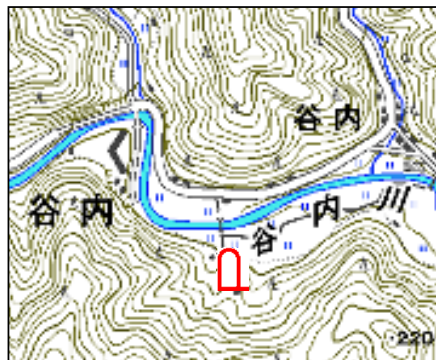
前面



側面

那賀町(旧相生町)谷内の妙法寺は、那賀川中流の支流谷内川の山合にあります。現存する「庚申塔」は安政南海地震(1854.12.24)により損壊したため、1858年に再建されたものです。海岸から20kmも離れた山間部で石塔が損壊したということは、この地は震度5以上の揺れに襲われたことを意味します。

教訓 次の南海地震の揺れの大きさは、この安政南海地震と同じかそれ以上といわれています。沿岸域ばかりでなく、中山間地の住民も、地震対策を怠らないことが大切です。



志和岐「震災碑」

(1854年安政南海地震)

所在地 海部郡美波町志和岐字田井ヶ浦89 志和岐公民館前

建立 文久2年(1862)9月



震災碑

美波町(旧由岐町)の志和岐公民館の前に、安政南海地震(1854.12.24)の津波による被害を四面に刻んだ碑が建っています。そこには、「嘉永7年11月4日(1854.12.23)午前10時頃安政東海地震があり、大津波が押し寄せ、住人は家財を寺や高台に運んだ。翌5日(1854.12.24)午後4時頃に安政南海地震の後、すぐに津波が押し寄せ、海辺の家は残らず流失したが、犠牲者はなかった。大地震の後には津波が来るので、油断しないようにと子孫に伝えよ。」などと刻まれています。



教訓 津波による浸水が予測される地域では、家屋の流失対策も考慮する一方、早急に津波からの避難を図ることを、子孫に伝えなければなりません。

東由岐「康曆碑」

(1361年正平南海地震) **日本最古の津波碑**

所在地 海部郡美波町東由岐大池イヤ谷

建立 康暦2年(1380)11月



康暦碑

美波町(旧由岐町)東由岐大池の南岸の小さな谷に、わが国最古の津波碑といわれる正平16年6月24日(1361.8.3)に発生した南海地震津波の供養碑「康暦碑」があります。『太平記』にも「阿波の雪(由岐)の湊を襲った津波」として記されており、この碑は、20年後の康暦2年(1380)に建立されたものです。

教訓 わが国最古の津波の供養碑が徳島に現存しています。災害文化を継承し、「私たちは、二度と津波災害に遭わないよう心がける」という誓いの碑としなければなりません。



東由岐浦「修堤碑」

(1854年安政南海地震)

所在地 海部郡美波町東由岐大池101-1 東由岐公民館前

建立 大正2年(1913)9月



修堤碑

美波町(旧由岐町)東由岐公民館の前に、大正元(1912)年9月22日の台風で決壊した堤防の修復記念碑にも、安政南海地震(1854.12.24)時の津波の記述が見られます。「安政南海地震時には、長円寺の下まで津波が来襲、堤防は破壊され、村内の家屋が140戸流出、残ったのはわずか10余戸、多数の死傷者が出た。」などと刻まれています。



教訓 現在では高い堤防に守られていますが、大地震時には揺れや液状化、津波などで破堤されることもあります。ハード面の対策だけでなく、避難などのソフト面の対策も合わせて考え、被害軽減に努めなければなりません。

西の地「貞治の碑」

(1361年正平南海地震)

所在地 海部郡美波町西の地字東地 子安地蔵堂内

建立 貞治6年6月24日(1367.7.29)



貞治の碑

美波町(旧由岐町)西の地字東地の道路の奥に、正平南海地震(1361.8.3)の犠牲者供養のために地蔵尊を刻んだ貞治6年(1367)の銘が入った石(「貞治の碑」と呼ばれる)が、子安地蔵堂内にあります。1854年の安政南海地震の際に、浜の堤防のなかで異様な光を放つこの石を見た地元の信仰厚い人たちがここに移しお祀りしたと伝えられています。

教訓 地震・津波の犠牲者を供養するため、地蔵尊を刻み残した先人の想いを理解し、この地が再び災害に遭わないよう地域住民各自が努力しなくてはなりません。



木岐王子神社「石灯籠」

(1854年安政南海地震)

所在地 海部郡美波町木岐南白浜191-2 王子神社

建立 不詳



石灯籠

美波町(旧由岐町)木岐地区の南白浜の王子神社横の堤防沿いの木立に埋もれた石灯籠の側面に、安政南海地震(1854.12.24)の様子が刻まれています。それには、「午後4時の大地震のあと、1時間内に大津波が3度押し寄せ、高さ約12mを越える津波で家屋もこの神社も流失した。」などと刻まれています。



教訓 津波は何度も押し引きを繰り返します。このような巨大津波では、全ての家屋は破壊され、流失します。そのうえ、尊い生命を奪われないためにも、早く近くの高いところへ避難することを心がけなければなりません。

旧旭町南海地震「記念碑」

(1946年昭和南海地震)

所在地 海部郡牟岐町灘字大牟岐田 児童公園内

建立 昭和24年(1949)10月28日



記念碑

牟岐町灘字大牟岐田の児童公園内に、昭和南海地震(1946.12.21)の記念碑があります。当初、牟岐町旧旭町にあったものを、昭和南海地震から50周年記念にあたる平成8年(1996)にこの地に移転しています。碑には、「昭和南海地震後、工費95万円、延べ5,720名、10ヶ月をかけて後世の災厄に備えるための地盤埋立事業を行った。旧名坊小路を旭町と改称した。」などと刻まれています。また、「大地震の直後には、津波が襲う」と警鐘を鳴らしています。



教訓 大地震の後には地盤沈下が起き、そこへ津波が来襲するため、被害はさらに大きくなります。この地域は、津波到達時間が短く、地震の揺れが治まり次第、直ちに避難を開始することが必要です。

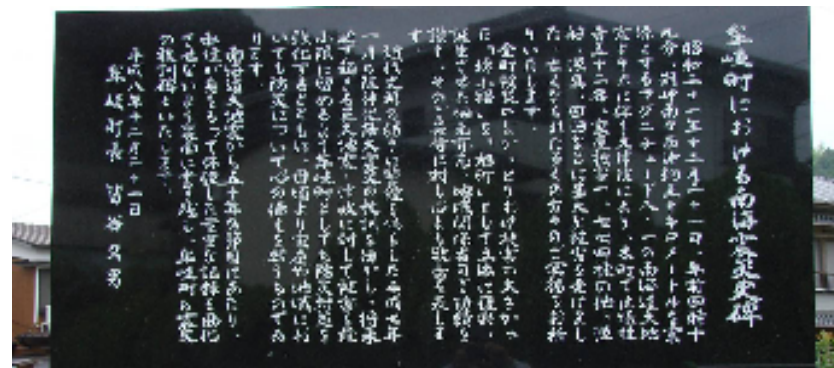
「牟岐町における南海震災史碑」

(1946年昭和南海地震)

所在地 海部郡牟岐町灘字大牟岐田 児童公園内

建立 平成8年(1996)12月21日

地図は前頁参照



前面



背面

大牟岐田の児童公園内に、昭和南海地震(1946.12.21)から50周年を記念して平成8年(1996)に「牟岐町における南海震災史碑」が建立されています。前面には、昭和南海地震・津波の再調査の結果をもとに「牟岐町では犠牲者52名、家屋被害1,774棟などの被害を受けた。阪神淡路大震災(1995.1.17)の教訓を活かし、将来必ず起きる南海地震に対して日頃から備えよ。」などと刻まれています。背面には、過去に牟岐を襲った巨大地震の震災史が刻まれています。

教訓 図表により、自分のまちを襲った過去の南海地震の被災の実態を住民各自が知りうるよう工夫されています。次の南海地震に備えるための心構えができるよう考慮されたこうした碑は、防災教育・防災学習にも有効です。

牟岐「大震潮記念碑」

(1854年安政南海地震)

所在地 海部郡牟岐町中村字本村14 牟岐小学校前

建立 昭和6年(1931)5月1日



大震潮記念碑



安政・昭和南海地震碑と潮位標識



牟岐小学校前に、安政南海地震と昭和南海地震の碑が並んで建っています。2つの碑の間には、昭和南海地震の最高潮位4.52mを示す新しい標識があり、住民に津波への注意を促しています。安政南海地震(1854.12.24)の碑は、度重なる地震の記録を留めようと、昭和6年(1931)に建てられています。「安政東海地震(1854.12.23)が午前8時に発生、午前10時に潮の変動が見られたため人々は恐れて山へ避難し一夜を過ごした。翌5日(1854.12.25)の午後4時に安政南海地震が発生、約10mの津波が3度押し寄せ、家屋640戸が流失、39名が溺死した。天変地異の前兆があれば、油断せずに避難することが大切である。」などと刻まれています。また、幻の津波といわれる永正9年(1512)の津波来襲日や、慶長・宝永・安政各地震の震暦も刻まれています。

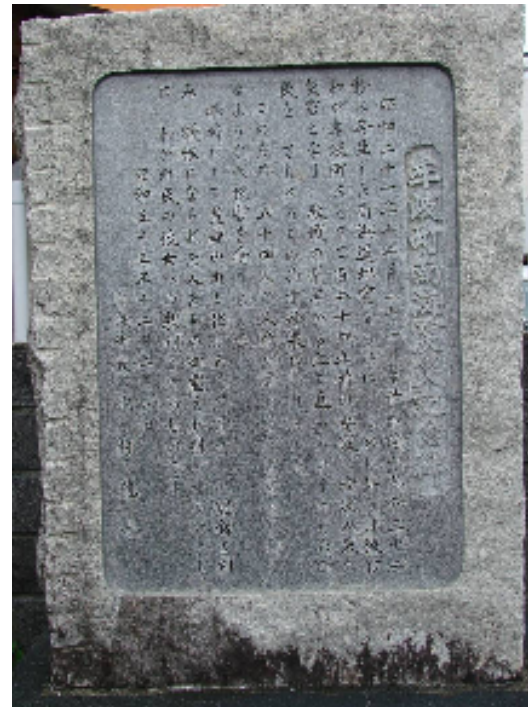
教訓 南海地震はおよそ100年周期で繰り返り起きています。安政の津波で牟岐町では39名が溺死しました。天変地異の前兆があれば、油断せずにいつでも避難できる態勢を整えておくことが大切です。

「牟岐町南海震災記念碑」

(1946年昭和南海地震)

所在地 海部郡牟岐町中村字本村14 牟岐小学校前

建立 昭和53年(1978)12月21日



牟岐町南海震災記念碑



安政・昭和南海地震碑と潮位石柱



牟岐小学校前の安政南海地震碑の横に、昭和南海地震碑があります。地震から30周年にあたる昭和53年(1978)12月21日に建立されています。この碑には、「昭和21年(1946)12月21日午前4時19分32秒に発生した南海地震とそれに伴う津波は、牟岐町にとって92年前の安政の津波以来の災害となり、敗戦の痛手から立ち直ろうとしていた町民を、さらにうちのめす結果となった。このため54人の人命が奪われるなどの大被害を受けた。瞬時にして荒廃の町と化したその痛ましい記録を刻み、犠牲になられた人たちの御霊を慰め、町民の後世への教訓とする。」などと刻まれています。

教訓 県南部の地域では、地震の揺れによる被害よりも津波による被害が多く、津波が来る前に素早く屋外に脱出し、避難行動をとることが大切です。そのためには、家具の転倒による怪我や下敷きにならない各自の事前対策が必要です。

て ぼ じま 出羽島観栄寺「石碑」

(1854年安政南海地震)

所在地 海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島 観栄寺境内

建立 不詳 再建 昭和3年(1928)12月



旧碑



再建碑

牟岐沖出羽島の観栄寺階段を上りきった境内左の植え込みの中に旧碑が、本堂正面に向かい合う形で再建碑が建っています。碑には、「安政東海地震(1854.12.23)当日の午前8時にこの島でも6m程度潮が上下し、翌日(1854.12.24)、午後4時の安政南海地震発生時にも同程度の津波が来たが、島民は前日より山の上に避難して無事であった。」などと刻まれています。



教訓 前日の安政東海地震による潮の変調に気づき山へ避難していたため、翌日の南海地震の津波から助かった例が各地で見られます。津波に対しては、早く近くの高いところへ避難し、半日程度は下山しないことが必要です。

浅川「南海津浪死没者 供養塔」

(1946年昭和南海地震)

所在地 海部郡海陽町浅川字大田

建立 昭和42年(1967)12月21日



南海津浪死没者 供養塔

昭和南海地震(1946.12.21)時の津波による犠牲者の名前を刻んだ供養塔が浅川の弥勒菩薩の像のある小高い丘の一面に昭和42年、地元の「みろく会」によって建てられています。

教訓 地震・津波などの自然災害により犠牲者を出した家族にとっては、いつまでも不幸な記憶を忘れることはできません。津波の襲来を受ける宿命の地こそ、過去の災害の記憶を風化させてはなりません。



浅川天神社「折損鳥居」

(1605年慶長南海地震)

所在地 海部郡海陽町浅川字大田34 天神社境内

移 転 不 祥



説明板



折損鳥居



天神社

海陽町浅川字大田の天神社の境内に、旧社地より出土した折損鳥居の一部が置かれています。説明板には、「天神社は、もと天神前丸山(古天神)にあったが、慶長南海地震(1605.2.3)時の大津波により流失、御霊代を一時吉祥院の屋敷内に奉還後、寛永10年(1636)に現地に社殿を再建した。」と書かれています。慶長地震津波の遺物は他にみられない貴重な史料です。



教訓 この地は、慶長時代以降も宝永、安政、昭和の南海地震による津波被害を受けてきました。この遺物を、「今後、これ以上、津波被害を受けさせない地域とする」という「住民の誓いのしるし」にすべき宝物です。

浅川天神社「石碑」

(1854年安政南海地震)

所在地 海部郡海陽町浅川字大田34 天神社境内

建 立 慶応3年(1867)4月 再 建 平成6年(1994)11月4日



旧碑



再建碑

浅川大田の天神社境内には、碑文が読めなくなった安政南海地震(1854.12.24)の碑と碑文がわかるように再建した2つの碑があります。「安政南海地震の前日(1854.12.23)、安政東海地震が起き、その日の午前10時頃、浅川では海水が道路に溢れ、住民は山へ避難した。翌日(1854.12.24)、午後4時大地震、約9mの津波により、天神、大歳、御崎の3神社、江音、千光、東泉の3寺以外は人家全て流失した。幸い村内には怪我人は出なかった。」などと刻まれています。



教訓 神社や寺以外は全て流失したものの、山へ避難した人々は津波が収まるまで下山しなかったため、この地では犠牲者が出なかったことを教訓として忘れてはなりません。碑文を蘇らせ、現代に伝承することも大切です。

浅川天神社前「南海大地震記念碑」

(1946年昭和南海地震)

所在地 海陽町浅川字大田34 天神社境前

建立 昭和31年(1956)12月



南海大地震記念碑



天神社



昭和南海地震(1946.12.21)で徳島県内最大の犠牲者を出した浅川の天神社前の広場に、10周年記念に建立された「南海大地震記念碑」があります。「21日午前4時19分に大地震、震後10分余りで津波が来襲、第1波の高さ約2.7m、第2波約3.6m、第3波約3.3mを記録した。死者85名、傷者80名、流家流失185戸、全壊161戸、半壊169戸に及んだ。その他、船舶漁具家財および農作物も多数流失した。終戦後の物資不足の時世に多方面から援助を受けたことへに感謝する。」などと刻まれています。

教訓 天神社には、慶長、宝永、安政、昭和の地震に関する記念碑があります。これほど多くの碑が残されている浅川の人達は、次の南海地震時には犠牲者をなくすこと、それが先人に対する義務と考えなければなりません。

浅川観音堂「地藏尊台石」

(1707年宝永地震)

所在地 海部郡海陽町浅川字イナ 観音堂境内地蔵堂

建立 正徳2年(1712)7月

地図は次頁参照



地藏尊



地藏尊台石



地藏尊扁額

海陽町浅川字イナの浅川湾を見下ろす小高い丘の観音堂地藏尊台石に、わが国最大級の東海・東南海・南海地震が同時に起きた宝永地震(1707.10.28)時の津波の様相が刻まれています。それには、「午後2時頃、大地震、その後9mの津波がカラウト坂の麓まで上がり、引き潮により千光寺以外はすべて流失、140余人の犠牲者を出した。」などと刻まれています。今では台石の文字は上半分しか見えず、その銘文を扁額に書き示しています。

教訓 この浅川には、慶長津波の天神社鳥居の遺物、宝永津波のこの供養地藏尊があり、その後の1854年安政南海、1946年昭和南海地震津波でも大きな被害を受け多くの碑が建てられています。この丘に立てば、浅川湾の湾口に津波防波堤が見えます。しかし、津波防波堤だけに頼らず、地震時には家具の倒壊を防ぎ、屋外への脱出など避難態勢を整えておくことが大切です。

浅川観音堂「宝永／津浪」

(1707年宝永地震)

所在地 海部郡海陽町浅川字イナ 観音堂境内

建立 平成11年(1999)3月



宝永ノ津浪

浅川イナの観音堂内にある地藏尊台石の碑文を、より多くの人に知らせるために、平成11年(1993)3月、境内に新しい石碑が建てられました。

教訓 住民各自が津波災害対策を考えるためにも、過去の生の資料を提示することは、防災意識の向上に役立ちます。



浅川観音堂石段「津波襲来地点石標」

(1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震)

所在地 海部郡海陽町浅川字イナ 観音堂石段

建立 不詳

地図は前頁参照



浅川観音堂石段

浅川の観音堂に至る石段脇に、安政南海地震(1854.12.24)時および昭和南海地震(1946.12.21)時それぞれの津波の到達点を示す石標が建てられています。それぞれの石標から、安政の津波は6.4m、昭和の津波は4.1mの高さにもなっています。自分の目線をその位置に合わせ、石段反対側の家の高さと比べて下さい。津波の恐ろしさが実感できるはずです。昭和の津波は、安政の津波よりもはるかに小さかったことも一目瞭然です。

教訓 津波高を示す石標は、地域の防災意識を高める無言の教科書になります。



安政南海地震津波襲来地点石標



昭和南海地震津波襲来地点石標

「震災後50年南海道地震津波史碑」

(1946年昭和南海地震)

所在地 海部郡海陽町浅川字川ヨリ東26-4 海南庁舎浅川出張所前広場

建立 平成8年(1996)12月21日

地図は次頁参照



震災後50年南海道地震津波史碑



背面



並列する昭和南海地震津波に関する碑

海陽町海南庁舎浅川出張所前広場に、昭和南海地震(1946.12.21)の新しい記念碑が2基並んで建っています。「震災後50年南海道地震津波史碑」は、当時を回想して85名の犠牲者の冥福を祈念し、碑の背面に繰り返された津波の歴史と先人の教訓が永く語り継がれることを願って、平成8年(1996)12月21日に建てられたものです。

教訓 この碑に刻まれた「被災の歴史を風化させてはならない」、その歴史を通じて「一人一人の命は地球よりも重い」ことを肝に銘じ、日頃から住民各自が高い防災意識を持つべきことをこの碑は教えています。

「津波十訓」

(1946年昭和南海地震)

所在地 海部郡海陽町浅川字川ヨリ東26-4 海南庁舎浅川出張所前広場

建立 平成8年(1996)12月21日



津波十訓



昭和南海地震津波の最高潮位標識



「震災後50年南海道地震津波史碑」の横に、津波に対する心構え「津波十訓」が刻まれています。それには「区内に建てられた多くの昭和南海地震津波の最高潮位標識よりも高い津波もある、最小限の持ち出し品の準備、避難路・避難場所を決めておく、津波の前に潮が引くとは限らない、避難は早く近くの高いところへ、船の移動方法」などに関する教訓が述べられています。

教訓 十訓に学び、住民一人ひとりが自分の地域の弱点をよく知り、その地域に応じた津波への対応をとることが大切です。

浅川御崎神社「大地震津浪記」

(1707年宝永地震、1854年安政南海地震)

所在地 海部郡海陽町浅川字川ヨリ西 御崎神社境内

建立 明治34年(1901)11月 再建 平成8年(1996)



旧碑



再建碑

浅川の御崎神社境内には、千光寺の「大地震津浪記」扁額に記された文章に、宝永地震(1707.10.28)時の死者数185人などを付け加えた石碑が、明治34年(1901)に建てられています。風化が激しく碑文が読み取れないため、平成8年(1996)に復元した再建碑が境内の別の位置に建てられました。

教訓 石碑に刻まれた文字は風化しても、そこに記された教訓は風化させてはなりません。新しく誰もがわかる形で蘇らせた再建碑から地域の災害史を学ぶことが大切です。



浅川千光寺「大地震津浪記」扁額

(1854年安政南海地震)

所在地 海部郡海陽町浅川字川ヨリ西166-3 千光寺本堂内

奉納 文久元年(1861)6月



大地震津浪記

浅川の千光寺本堂内に、安政南海地震(1854.12.24)の6年後に奉納された浅川の当時の様子記した「扁額」があります。そこには、「安政南海地震の前日に起きた安政東海地震津波の浅川への影響や住民の行動、当日の津波で浅川では、一部の神社や寺院を除く集落全域が流失した。津波は6~9mにも這い上がり、観音堂石段25段、高台の3ヶ寺(江音寺、千光寺、東泉寺)でも座上1.2mも浸水した。また、大阪などでは、船に乗って逃げたために多くの死者が出た。」などと記されています。



教訓 「約100年後にはまた大地震が起きる、そのため仮住居の用意をする、津波に対し船で逃げてはならない」など多くの教訓が記されています。

旧熟田峠地蔵尊「供養塔」

(1854年安政南海地震)

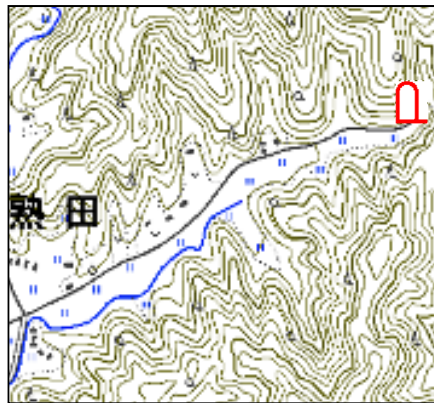
所在地 海部郡海陽町熟田 熟田峠旧山道

建立 不詳



供養塔

山を切り裂いた熟田の新道に沿って、草深い旧道に分け入った道端に、高さ50cm程の地藏尊を刻した石塔があります。もともと、安政南海地震津波（1854.12.24）による大里村の被災状況を後世に伝えるため、人の目に触れやすい峠に供養塔を建てられていました。この側面には、「宝永地震（1707.10.28）より安政南海地震まで148年目。安政南海地震の前日の安政東海地震が起きた午前8時頃、潮が町中に溢れ込み、当日の午後4時に大地震とともに、約9mの津波が押し入った。住民は山へ逃げ登り、海辺の人家は流失、一面は荒野となった。」などと刻まれています。先人の意思を生かすためにも、石塔を人の目に触れる新道路脇などに移し、碑文を示すなどの措置も考えられます。



教訓 新道の開通により、誰も目につかない旧道に地藏尊は埋もれています。犠牲者の供養と先人の意志を生かすことを考えなければなりません。

大岩「慶長・宝永地震津波碑」

(1605年慶長地震、1707年宝永地震)

所在地 海部郡海陽町鞆浦字北町

建立 慶長碑：寛文4年(1664) 宝永碑：不詳



慶長碑(左)および宝永碑(右)大岩の碑

海陽町鞆浦漁港近くの大岩に、慶長南海地震（1605.2.3）（向って左）と宝永地震（1707.10.28）（同右）の碑文が刻まれています。慶長の碑面には、「南無阿弥陀仏と中央上面に文字が刻まれ、その下に、午後10時に30mの津波が来襲、100余名の犠牲者が出た。」などと刻まれています。一方、宝永の碑面には、「午後2時頃、約3mの津波が3度来襲したが、犠牲者はなかった。」などと刻まれています。この慶長の津波碑は、**四国で地震・津波の様子が記された最古の碑**です。



教訓 地震・津波の様子が記された最古の碑が鞆浦の集落にあることは、この地域の文化の高さを示すもので、先人の誇りを受け継ぎ、徳島県南地域が、日本一津波被害がない地域となるよう努力すべきです。

靱浦「海嘯記」

(1854年安政南海地震)

所在地 海部郡海陽町靱浦字立岩 海部川旧河道沿い
建立 昭和2年(1927)5月1日



海嘯記



津波避難施設(靱浦山下地区)



靱浦漁港から海部川の旧河道沿いに、安政南海地震(1854.12.24)時の津波の様相を記した「海嘯記」が建っています。この碑には、「午後4時頃に起きた地震による津波は、多善寺の門前、脇宮まで来た。人々はあわてふためき近くの山々へ逃げた。津波は夜半までに4~5回あり、余震は夜明けまでに30~40回も続いた。津波の高さは、他の地域では6~9mにもなったが、靱浦では3~6mであった。建物被害も少なく、けが人もなかった。」などと刻まれています。

教訓 この狭い靱浦の集落には、慶長、宝永、安政の津波碑が存在します。過去の津波の実態を知り、現在までの地形や土地利用変化も考えながら、被害を最小化する知恵が必要です。避難場所の少ない山下地区には、現在立派な避難所が造られています。

穴喰「南海地震津波最高潮位標識」

(1946年昭和南海地震)

所在地 海部郡海陽町穴喰浦 弁天山登り口
建立 平成8年(1996)9月



南海大地震津波最高潮位標識



古目大師堂



海陽町穴喰は、古文書によれば永正の津波(1512.9.13)、慶長、宝永、安政、昭和の津波で大被害を受けてきたことがわかっています。しかし、石碑や扁額といった形では残されていません。穴喰浦弁天山登り口(古目大師堂の対面)に、昭和南海地震(1946.12.21)の津波最高潮位を示す標識が避難所の看板と並んで建てられています。

教訓 穴喰における安政南海地震津波の高さなどは、この地の旧家の古文書に残され、昭和南海地震津波よりもさらに大きかったことがわかっています。それらを次の南海地震津波の防災対策に生かすことが望まれます。

南海地震津波「最高潮位標識」

(1946年昭和南海地震)



美波町 西由岐 公民館前



美波町 西の地 由岐保育所前



海陽町 浅川 天神社前



海陽町 浅川 御崎神社前



牟岐町 灘 大牟岐田



牟岐町 蛭子神社横

徳島県南部の地域では、昭和南海地震(1946.12.21)による津波の最高潮位を示す標識(石柱、電柱、壁面の印)が各所で見受けられます。こうした津波高を示す標識は、それを日頃眺めるだけで津波の脅威を無意識に感じ、「防災意識を高める無言の教科書」といえます。

9 「釜石の奇跡」に学ぶ

岩手県釜石市では、数年前より、子どもたちに対して、群馬大学片田教授による津波防災教育が行われてきました。東日本大震災で多くの命が失われた中、釜石市の学校管理下にあったすべての子どもたちが自らの命を守ったことが「釜石の奇跡」と呼ばれています。

片田教授の唱える「避難3原則」が今後の防災教育には大切だといわれています。

避難3原則

- ・想定にとらわれるな
- ・最善を尽くせ
- ・率先避難者たれ

それでは、この3原則がどのように生かされたのでしょうか。釜石市の生徒たちのとった行動を参考に考えてみましょう。

【津波からの避難の詳細】

平成23年3月11日14時46分、大きな揺れが鶴住居小学校、釜石東中学校を襲った。

地震発生時、釜石東中学校ではすでに授業終了時刻であったため、校庭で部活動を行う生徒、校内で課外活動を行う生徒など、生徒たちは学内の様々な場所に点在していた。一方、鶴住居小学校では放課直前であり、多くの児童は校舎内に滞在していた。

釜石東中学校では、大きな揺れの最中、副校長が校内放送を使って全校生徒に避難の指示を出すことを試みた。しかし、地震発生直後、停電になってしまい、ハンドマイクで生徒に校庭への避難の呼びかけを試みるようとした。しかし、多くの生徒は地震の揺れの大きさから“ただ事”ではないことを察知し、各々で揺れから身を守るための最善の対応を行い、揺れがおさまった後に、自らの判断で校庭に集合し始めたのである。そして、ある教師が生徒に向かって、「逃げろ」と叫ぶと、運動部員を先頭に全生徒は予め決めておいた避難場所（ございしょの里）まで走り始めた。

一方の鶴住居小学校では、津波の襲来に備えて、全校児童を校舎の3階に移動させていた。しかし、中学生が避難していく様子を見て、すぐに校外への避難を決断する。児童たちは中学生のあとを追って、ございしょの里まで走り始めた。

ございしょの里まで走りきった小中学生はその場で点呼を取り、避難は無事に完了したかに見えた。しかし、ございしょの里の職員や生徒数名が、建物の裏山の崖が崩れていることを発見する。

「ここも危険だから、もっと高いところに避難しよう。」とある生徒が先生に進言する。釜石東中学校の教師は、すぐにさらに高台にある介護福祉施設への避難が可能であるかどうかの確認に走る。避難可能の確認がとれ、小中学生はさらに高台までもう一度走り出す。

このとき、すでに地震発生からかなりの時間が経過していた。中学生は訓練したとおりに、小学生の手を引き、避難を支援する。避難の道中、園児を抱えながら、たくさんの園児を乗せた散歩用の台車を押し、必死に避難する鶴住居保育園の保育士を生徒たちは確認する。ここでも生徒たちは教えられた通り、『助ける人』としての役割を果たすこととなる。保育士と一緒に園児を抱え、台車を押し、必死に避難する。

先頭に行く中学生が介護福祉施設に到着し、点呼を取り始めたとき、消防団員や周辺にいた地域住民の「津波が堤防を越えた！」という叫び声が聞こえた。「逃げろ！」襲い来る津波の恐怖に、子どもたちは福祉施設よりもさらに高台にある国道45号線沿いの石材店まで駆け上がる。中には敷地内の裏山まで駆け上がる生徒もいた。避難の列の最後尾の児童は、介護福祉施設にたどり着くまえに津波に追いつかれてしまう。とっさの判断で山を駆け上がり、間一髪のところで無事にみんな

なのところに合流することができた。

こうして、津波襲来時に学校管理下にあった鵜住居小学校、釜石東中学校の児童・生徒約570名は無事に津波から生き残ったのである。

【想定にとらわれるな】

図1の赤い線が過去の浸水地域で、オレンジ色の線がハザードマップに記された浸水地域です。釜石東中学校も鵜住居小学校もマップ上では、浸水域からは外れています。また、鵜住居小学校は耐震補強工事が終わったばかりでした。もし、児童生徒がこのマップを鵜呑みにし、校舎が安全だからといって、学校で避難を続けていればどうなったでしょう。結果は、次のマップや写真を見れば容易に想像できると思います。

想定にとらわれず避難行動をとった小中学生により「釜石の奇跡」は起こされました。



○大槌湾（鵜住居・片岸周辺）の津波浸水範囲



○津波によって浸水した鵜住居小学校（手前）と釜石東中学校（奥）



○校舎の3階に軽自動車突き刺さった鵜住居小学校

【最善を尽くせ】

最善を尽くすということは、避難するときは「ここまで来ればもう大丈夫だろう」ではなく、そのときにできる最善の対応行動をとることです。

子どもたちは、予め避難場所と決めておいた「ございしょの里」まで一気に駆け上がりました。そこで、近くの崖が崩れているのを発見し、危険と判断し「介護福祉施設」さらに「石材店」と、より高いところをめざしました。高台にたどり着いたその数十秒後に、すぐ近くまで津波が到達し、まさに危機一髪だったそうです。

もし、「ございしょの里」にたどり着いたときに「もう大丈夫」と避難行動を終えていたなら、多くの尊い命が失われていたかもしれません。今、自分たちにできる最善をつくすことが釜石の奇跡を産んだのです。



○小中学生が最初に
避難してきた場所（ございしょの里）



○小中学生が駆け上がっていった避難路

【率先避難者たれ】

釜石東中学校では、教師の「逃げろ」という一声で、運動部員を先頭に予め決めておいた避難場所（ございしょの里）まで走り始めました。さらに「津波が来るぞ。逃げろ。」と鵜住居小学校の子どもたちに声をかけながら走りました。

一方、鵜住居小学校では、中学生が避難していく様子を見て、すぐに校外への避難を決断し、後に続いたのです。釜石東中学校の生徒たちは、鵜住居小学校の児童にとってまさに「率先避難者」となったのです。

さらに、地域のおじいちゃん、おばあちゃんも小中学生の後についていきました。鵜住居保育園の保育士さんも、子どもたちを連れて坂道を登りはじめました。その子どもたちを中学生が抱っこして、予め決めておいた避難場所の「ございしょの里」まで行きました。

中学生が「率先避難者」としてとった行動が、小学生だけでなく地域の人たちの多くの命を守ったのです。

釜石市で実践された防災教育を参考にし、学校や地域の実情に応じた防災教育を展開していくことが大切です。

文章、図並びに写真は「群馬大学社会工学研究室HP」より

10 徳島県の地勢、地質、気象

(1) 地 勢

本県は山地が多く、全面積4,144.95 平方キロメートルのおよそ8割を占めている。1,000メートルを越える山も数多い。県内の最も高い山は四国山地中の剣山で、標高1,955メートル、四国第2の高山である。この剣山を中心とした剣山地は県を南北に分ける分水嶺で、その北方を流れる吉野川は水源を遠く高知県に発し、本県に入って大歩危・小歩危の深い峡谷を作り、三好市池田町から東に転じ、東流するにしたがって広く、くさび形の徳島平野を作っている。

吉野川の北、讃岐山脈は一般に低く、山麓は扇状地が発達し、土地は高く、吉野川下流の低地は勝浦川及び那賀川下流の低地と共に広く水田地帯となっている。分水嶺の南斜面山地は豊富な森林地帯となっており、広い平地は少なく、阿南市以南では山地が直接海にせまった岩石海岸で、東北の砂浜海岸とは著しい対照をなし、海は深く、港湾として適当な地形をもっている。

(2) 地 質

徳島県は和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯に分けられ、各帯はこの順に北から南へ配列している。

和泉帯は阿讃山脈に沿って東西に延びており、上部白亜系の和泉層群が分布している。この南縁には西南日本内帯と外帯を境する中央構造線が走っており、吉野川北岸に沿ってその露頭がみられる。和泉層群は厚い砂岩層、砂岩泥岩互層、泥岩層よりなっている。阿讃山脈の南麓には洪積世の扇状地が発達している。

三波川帯は四国山地北斜面にあたり、緑色片岩、石英片岩、黒色片岩、砂質片岩等よりなる。古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩である。大歩危付近には砂質片岩が露出し、その一部は学術上極めて貴重な礫岩片岩をはさんでいる。三波川帯の南縁には御荷鉾構造線が走り、これに沿って御荷鉾緑色岩類が分布している。三波川帯には地すべり地が多く、特に御荷鉾構造線に沿う地帯には地すべり地が密集している。

秩父帯は四国山地南斜面（勝浦川・那賀川流域）にあたる。シルリア紀一二畳紀のいわゆる秩父古生層が広く分布し、厚い石灰岩をはさんでいる。これら古生界の間には中生界（三畳紀、ジュラ紀、白亜紀）が分布しており、勝浦川地域では白亜系の化石が、那賀川流域では三畳系の化石が多数産出し、学術上貴重である。

四万十帯是那賀川以南の海部山地にあたり、白亜系、古第三系が分布している。化石に乏しい砂岩泥岩互層、砂岩層よりなっている。

(3) 気 象

徳島県は、大きく2つの気候区に大別される。

北部（特に西部）は瀬戸内気候に属し、南部は太平洋気候に属している。北部は全国的に見て少雨地域だが、南部は日本でも有数の多雨地域に入り、日降水量の日本記録を有している。県の面積の約8割を山地が占めることや、県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きいなど、気象特性は非常に複雑になっている。これらの気候特性が徳島県を自然災害の多発する地域にしている。

徳島県における年平均気温は、県東部の海岸地方では約16℃で、県西部の山沿い地方に向かってに従い次第に低くなる傾向にある。県内で最も寒冷地にあたる剣山周辺（剣山山頂は除く）の山麓地方の年平均気温は約12℃で、海岸地方と比べ4℃の差がある。月平均気温の差は、夏は小さく、冬は大きくなり、ときには7℃にも達する。

徳島県の年平均降水量（1979年から2000年）は、南部地方で約3000～3500mm、剣山の北側で約1300mmとなっている。剣山系を境として、県北部の降水量は、県南部の降水

量の2分の1以下となっている。雨の多い年には剣山系南側では、4000～5000mmに達することもある。昭和51年9月には台風第17号と前線による長雨で、木頭村日早（現那賀町）では、8日～13日に2781mmの降水量が観測され、11日の日降水量1114mmに達した。平成16年には台風第10号（7月31日～8月2日）による大雨で、木頭村海川（現那賀町）で日降水量1317mm（8月1日）を観測し日本記録を更新した。木沢村（現那賀町）で土石流により2名が犠牲になるなど甚大な被害が発生した。

大雨の発生原因としては、発達した低気圧や前線に向かって吹き込む南よりの暖かく湿った空気が海岸と山地の斜面に当たる気象状況のときには、雨雲が発達し大雨を降らせる。また、台風が徳島県の南から西側を通り北上する時にも同様に大雨を降らせる。徳島県で大雨が降りやすい時期は、梅雨前線や秋雨前線が四国付近に停滞する時期と、台風が日本付近を通ることが多い時期の5月から10月頃である。発達した台風が接近して通り、風が湾や海峡に吹き込むようなときは、高潮の発生するおそれもある。過去に第2室戸台風（昭和36年9月16日）による高潮で日和佐以北の海岸部で甚大な被害が発生した。

1 1 平成24年度市町村及び消防本部連絡先一覧表

【市町村】

機関名	所管課(室)	住 所	電話番号	夜間休日等	F A X	E-mail	衛星携帯電話
徳島市	危機管理課	徳島市幸町2-5	(088) 621-5526	(088) 621-5111	(088) 625-2820	kiki_kanri@city.tokushima.lg.jp	
鳴門市	危機管理課	鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088) 684-1217	(088) 685-2009	(088) 684-1336	kikikanri@city.naruto.lg.jp	
小松島市	市民安全課	小松島市横須町1-1	(0885) 32-2227	(0885) 32-2111	(0885) 32-3522	bousai@city.komatsushima.tokushima.jp	080-2990-0219, 881623413931
阿南市	防災対策課	阿南市富岡町トノ町1 2-3	(0844) 22-9191	(0844) 22-1111	(0844) 22-6772	bosai@city.anan.tokushima.jp	8816-4144-6677
吉野川市	防災対策課	吉野川市鴨島町鴨島115番地1	(0883) 22-2235	(0883) 22-2222	(0883) 22-2248	bousai@city.yoshinogawa.lg.jp	
阿波市	防災対策課	阿波市阿波町東原173	(0883) 35-4166	(0883) 35-4111	(0883) 35-3942	bousai@city.awa.lg.jp	
美馬市	総務課	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	(0883) 52-1677	(0883) 52-1212	(0883) 52-5758	soumu@city.mima.lg.jp	090-5911-6367
三好市	危機管理課	三好市池田町シラフ1500-2	(0883) 72-7625	(0883) 72-7600	(0883) 72-7203	kikikanri@city.tokushima-miyoshi.lg.jp	8816-5147-1689
勝浦町	総務税務課	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	(0885) 42-2511	(0885) 42-2511	(0885) 42-3028	k_hitomi@town.katsura.lg.jp	
上勝町	総務課	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1	(0885) 46-0111	(0885) 46-0111	(0885) 46-0323	mineshita_t@kamikatsu.jp	090-1006-2243
佐那河内村	総務企画課	名東郡佐那河内村下字中辺71-1	(088) 679-2113	(088) 679-2111	(088) 679-2125	soumu@vill.sanagochi.lg.jp	
石井町	危機管理対策室	名西郡石井町高川原字高川原121-1	(088) 674-1171	(088) 674-1111	(088) 675-1500	momoi_jun_1@town.ishii.lg.jp	
神山町	総務課	名西郡神山町神領字本野間100	(088) 676-1111	(088) 676-1111	(088) 676-1100	soumu@town.kamiyama.lg.jp	090-7624-1438
那賀町	地域防災課	那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1	(0884) 62-1121		(0884) 62-1177	chiiki@town.tokushima-naka.lg.jp	
那賀町 相生支所	地域振興室	那賀郡那賀町延野字王子原31-1	(0884) 62-1111		(0884) 62-1115		
那賀町 上那賀支所	地域振興室	那賀郡那賀町小浜151	(0884) 66-0111		(0884) 66-0602		
那賀町 木沢支所	地域振興室	那賀郡那賀町木頭字前田43-1	(0884) 65-2111		(0884) 65-2114		
那賀町 木頭支所	地域振興室	那賀郡那賀町木頭出原字マシ34番地	(0884) 68-2311		(0884) 68-2125		
牟岐町	総務課	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	(0884) 72-1111	(0884) 72-3411	(0884) 72-2716	mugisoumu@town.tokushima-mugi.lg.jp	
美波町	消防防災課	海部郡美波町奥河内字本村18-1	(0884) 77-3619	(0884) 77-1111	(0884) 77-1666	shobo@town.minami.lg.jp	090-4973-4337
美波町 由岐支所	住民室	海部郡美波町西地50-1	(0884) 78-2211	(0884) 78-1111	(0884) 78-1050		090-5717-2099
海陽町	企画防災課	海部郡海陽町大里字上中須128	(0884) 73-4163	(0884) 73-1234	(0884) 73-3097	bousai@town.kaiyo.lg.jp	080-1993-0439
松茂町	総務課	板野郡松茂町広島字東裏30	(088) 699-8710	(088) 699-2111	(088) 699-6010	soumu@town.matsushige.tokushima.jp	
北島町	総務課	板野郡北島町中村字上地23-1	(088) 698-9801	(088) 698-2410	(088) 698-3642	soumu@town.kitajima.lg.jp	
藍住町	総務課	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	(088) 637-3111	(088) 637-3111	(088) 637-3154	soumu@town.aizumi.tokushima.jp	
板野町	総務課	板野郡板野町吹田字町南22-2	(088) 672-5980	(088) 672-5998	(088) 672-5553	soumu@town.itano.tokushima.jp	
上板町	総務課	板野郡上板町七條字経塚42	(088) 694-6801	(088) 694-3111	(088) 694-5903	so@townkamiita.jp	
つるぎ町	危機管理課	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	(0883) 62-3111	(0883) 62-3111	(0883) 62-4944	kikikanri@town.tokushima-tsurugi.lg.jp	8816-5145-7204
東みよし町	総務課	三好郡東みよし町足代3360	(0883) 82-6303	(0883) 82-6310	(0883) 76-1010	soumu01@town.higashimiyoshi.lg.jp	

【消防本部】

機関名	所管課(室)	住 所	電 話	電話・夜間休日	F A X	E-mail	衛星携帯電話
徳島市消防局	警防課	徳島市新蔵町1-88	(088) 656-1192	(088) 656-1190	(088) 656-1202	tusin_sirei@city.tokushima.lg.jp	
鳴門市消防本部	予防課	鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088) 684-1335	(088) 685-2009	(088) 685-4313	yobo@city.naruto.lg.jp	
小松島市消防本部	消防本部	小松島市横須町1-1	(0885) 32-0119	(0885) 32-0119	(0885) 32-3595	shoubou@city.komatsushima.tokushima.jp	080-2991-0225, 881623413933
阿南市消防本部	消防本部	阿南市辰巳町1番地3 3	(0844) 22-1120	(0844) 22-1120	(0844) 22-1190	anan119@crux.ocn.ne.jp	001010-8816-5142-1691
美馬市消防本部	消防本部(署)	美馬市脇町字梓原1742-1	(0883) 52-3025	(0883) 52-3025	(0883) 53-9550	syoubou@city.mima.lg.jp	090-7626-1068
美馬市消防本部 木屋平分署	木屋平分署	美馬市木屋平分川井161	(0883) 68-2100		(0883) 68-2100		
美馬西部消防組合	消防本部	美馬市美馬町字天神119-1	0883-63-2214	0883-63-2214	0883-63-5601	mima119@shirt.ocn.ne.jp	
美馬西部消防組合 一字分署	一字分署	美馬郡つるぎ町一字赤松541-2	(0883) 67-2938		(0883) 67-2939	ichi119@opal.ocn.ne.jp	
板野東部消防組合	消防本部警防課	板野郡北島町北村字大開11-1	(088) 698-9903	(088) 698-9119	(088) 697-3012	keiboka@itanotobu-fire.jp	
板野西部消防組合	消防本部	板野郡板野町羅漢字前田35	(088) 672-0198	(088) 672-0198	(088) 672-2977	itasei@mail.netwave.or.jp	
名西消防組合	消防本部	名西郡石井町高川原字高川原66-8	(088) 674-6788	(088) 674-6788	(088) 674-6706	mfd.honbu@shirt.ocn.ne.jp	
海部消防組合	消防本部	海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1	(0884) 72-0600		(0884) 72-2999	fdksh119@nmt.ne.jp	
徳島中央広域連合	消防課	吉野川市鴨島町上下島431-17	(0883) 26-0119	(0883) 24-1702	(0883) 24-6090	tokushima.chuo.fdtitan.ocn.ne.jp	
みよし広域連合	消防本部	三好郡東みよし町足代345-1	(0883) 76-5119	(0883) 76-5118	(0883) 76-5120	honbu@miyoshikouiki.jp	